

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2025.6.25

ラップ向けインデックスf 先進国株式

追加型投信／海外／株式／インデックス型

ファンドは、NISAの成長投資枠の対象です。
※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

この目論見書により行う「ラップ向けインデックスf 先進国株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月24日に関東財務局長に提出しており、2025年6月25日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都港区東新橋一丁目9番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行(売出)価額の総額】	1
(4)【発行(売出)価格】	1
(5)【申込手数料】	1
(6)【申込単位】	1
(7)【申込期間】	1
(8)【申込取扱場所】	1
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	31
第3【ファンドの経理状況】	37
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	85
第三部【委託会社等の情報】	86
第1【委託会社等の概況】	86
約款	132

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ラップ向けインデックス f 先進国株式（「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2025年6月25日から2026年6月24日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

当ファンドは、ラップ口座に係る契約*に基づいてラップ口座の資金を運用するためのファンドであり、当ファンドの取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設のうえ申込みを行うものとします。

※同様の権利義務関係を規定する契約の名称は販売会社によって異なります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単体型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単体型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MR F	特殊型 ()
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般 大型株 中小型株	年2回 年4回 年6回	(日本を除く) 日本 北米	ファンド	()	TOPIX	条件付運用型
債券	(隔月)	欧州	ファンド・	なし	その他 (MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース))	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年12回 (毎月) 日々 その他 ()	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	オブ・ ファンズ			
不動産投信						その他 ()
その他資産 (投資信託証 券(株式一 般))						
資産複合						

()					
-----	--	--	--	--	--

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMMF をいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMR F をいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載がある

		ものをいいます。
	中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

ファンドの目的

日本を除く先進国の株式市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

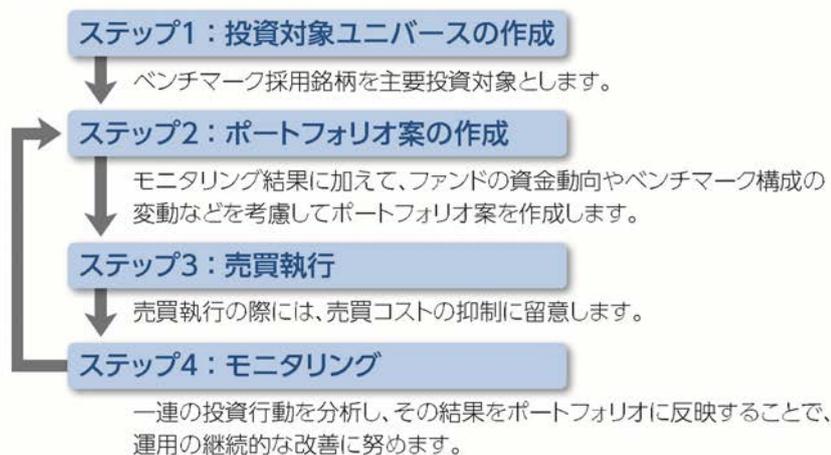
ファンドの特色

特色 1

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。

<運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 委託会社に関する「運用担当に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

特色 2

主として日本を除く先進国の株式に投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

※実際の運用は外国株式インデックスマザーファンドを通じて行います。

特色3

原則として、為替ヘッジを行いません。

- 実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

特色4

年1回の決算時(3月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

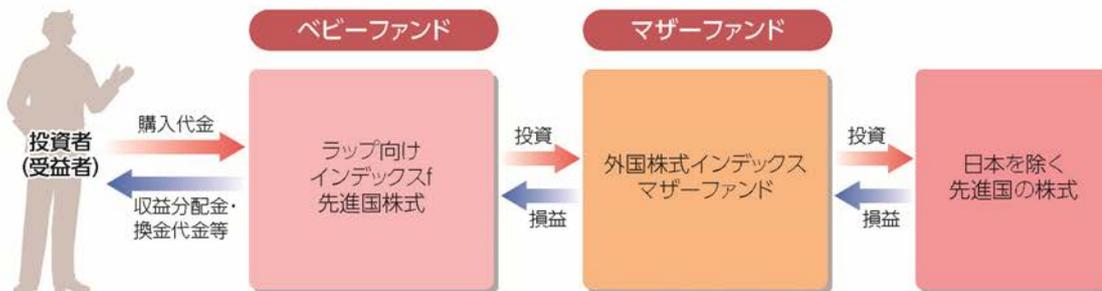
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

📌 MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2021年4月16日

設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

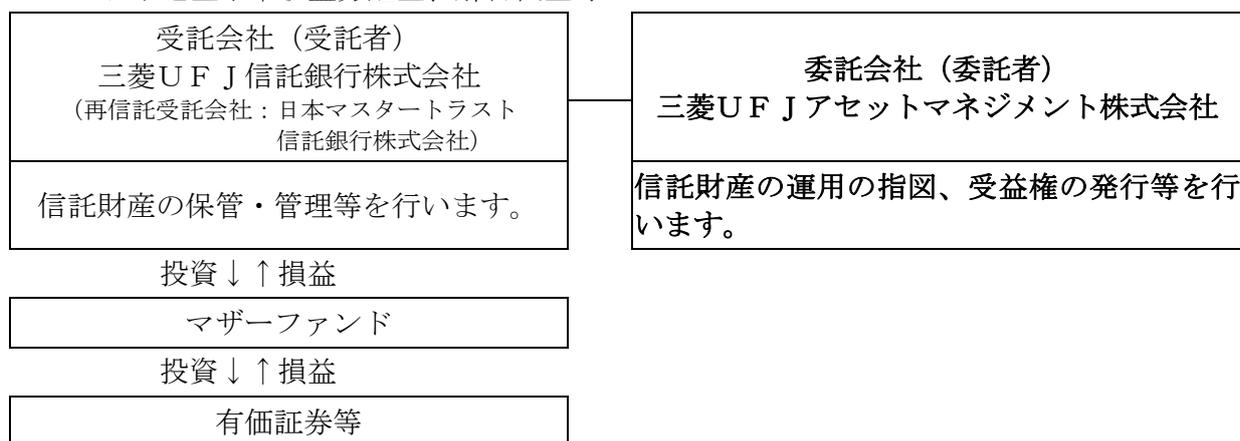
投資家(受益者)

お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等

販売会社

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2025年3月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
 - 2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の株式に直接投資することがあります。

外国株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が 100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする外国株式インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 13 号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
 23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、1. から6. に該当するものを除きます。）
8. 外国の者に対する権利で7. の権利の性質を有するもの
9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人の社員権で9. の権利の性質を有するもの
11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）
12. 外国の法令に基づく権利であって、11. の権利に類するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<外国株式インデックスマザーファンドの概要>

(基本方針)

この投資信託は、MSC I コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

MSC I コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行い

ます。

- ・株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
- ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

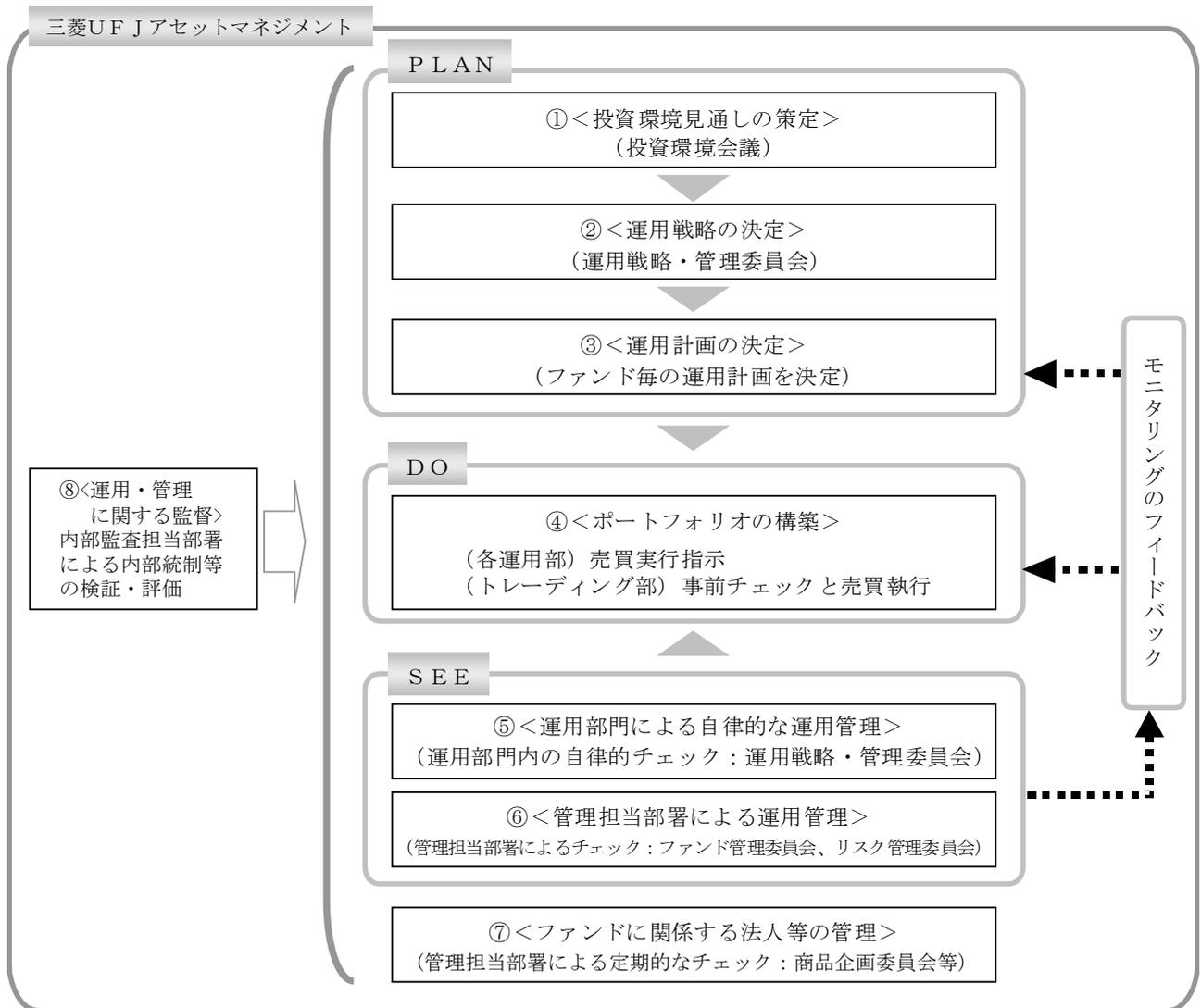
組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

- ①株式への投資割合に制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦スワップ取引を行うことができます。
- ⑧外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑨デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバ

ックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに關係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に關する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に關する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に關する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に關する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a. およびb. において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の

純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（③に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑦公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑧資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資

金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑨投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑩有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑫デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑬信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動 リスク

株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

信用リスク

株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

流動性 リスク

株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

※留意事項

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

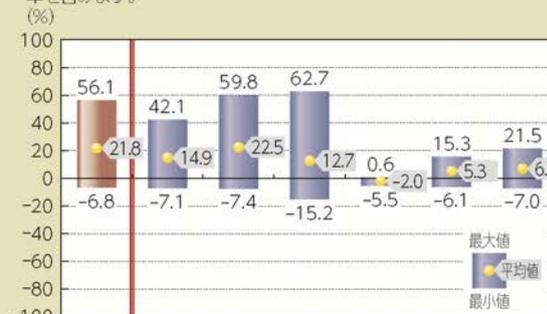
ファンドの年間騰落率は、2022年4月～2025年3月です。
ベンチマークの年間騰落率は、2020年4月～2022年3月です。
基準価額(分配金再投資)は、2021年4月末～2025年3月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年4月末～2025年3月末)

ファンドの年間騰落率はベンチマーク(2022年3月以前)の年間騰落率を含みます。



注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.187%（税抜 0.170%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.14%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.01%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.02%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4)【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分

配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2025 年 3 月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年3月26日～2025年3月25日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.20%	0.19%	0.01%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【ラップ向けインデックス f 先進国株式】

(1) 【投資状況】

2025 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	20,675,398,671	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,066,030	0.01
純資産総額		20,676,464,701	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

2025 年 3 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	2,831,276,778	7.5813	21,464,956,265	7.3025	20,675,398,671	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年3月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年3月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (2022年3月25日)	12,894,474,129	12,894,474,129	11,968	11,968
第2計算期間末日 (2023年3月27日)	10,280,354,288	10,280,354,288	11,512	11,512
第3計算期間末日 (2024年3月25日)	18,730,115,585	18,730,115,585	17,262	17,262
第4計算期間末日 (2025年3月25日)	21,335,141,666	21,335,141,666	19,127	19,127
2024年3月末日	18,946,926,645	—	17,335	—
4月末日	19,348,217,024	—	17,563	—
5月末日	19,844,912,409	—	17,977	—
6月末日	18,535,685,836	—	19,068	—
7月末日	17,806,153,459	—	18,005	—
8月末日	17,846,566,635	—	17,690	—
9月末日	18,242,380,524	—	17,894	—
10月末日	19,670,378,483	—	19,249	—
11月末日	19,960,562,473	—	19,364	—
12月末日	21,034,475,998	—	20,134	—
2025年1月末日	21,446,215,811	—	20,176	—
2月末日	20,786,748,519	—	19,112	—
3月末日	20,676,464,701	—	18,422	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	0 円
第 2 計算期間	0 円
第 3 計算期間	0 円
第 4 計算期間	0 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	19.68
第 2 計算期間	△3.81
第 3 計算期間	49.94
第 4 計算期間	10.80

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	11,995,895,779	1,222,137,511	10,773,758,268
第 2 計算期間	5,853,118,848	7,697,010,267	8,929,866,849
第 3 計算期間	3,258,561,485	1,338,032,939	10,850,395,395
第 4 計算期間	2,674,022,129	2,370,194,778	11,154,222,746

(参考)

外国株式インデックスマザーファンド

投資状況

2025 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	アメリカ	5,600,808,934,998	73.37
	イギリス	301,892,197,044	3.95
	カナダ	245,996,963,990	3.22
	フランス	212,555,857,752	2.78
	スイス	204,693,208,799	2.68
	ドイツ	201,130,001,067	2.63
	オーストラリア	126,439,188,179	1.66
	オランダ	114,106,270,312	1.49
	スウェーデン	65,141,767,495	0.85
	スペイン	60,738,193,546	0.80

	イタリア	51,560,998,235	0.68
	デンマーク	48,384,644,309	0.63
	香港	35,378,968,471	0.46
	シンガポール	25,964,391,258	0.34
	フィンランド	20,625,905,784	0.27
	ベルギー	15,421,411,658	0.20
	ノルウェー	13,007,048,725	0.17
	イスラエル	10,072,660,217	0.13
	アイルランド	6,076,789,035	0.08
	オーストリア	3,937,401,345	0.05
	ニュージーランド	3,837,671,731	0.05
	ルクセンブルク	3,743,967,912	0.05
	ポルトガル	2,872,297,706	0.04
	バミューダ	1,021,919,120	0.01
	ジャージー	645,346,561	0.01
	小計	7,376,054,005,249	96.62
投資証券	アメリカ	124,609,295,861	1.63
	オーストラリア	7,834,015,219	0.10
	フランス	2,712,226,249	0.04
	シンガポール	1,921,997,817	0.03
	イギリス	1,836,696,235	0.02
	香港	1,553,839,842	0.02
	小計	140,468,071,223	1.84
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	117,289,526,044	1.54
純資産総額		7,633,811,602,516	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2025年3月31日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	93,785,769,588	1.23
	買建	カナダ	4,067,928,852	0.05
	買建	ドイツ	14,184,932,027	0.19
	買建	オーストラリア	2,939,193,660	0.04
	買建	イギリス	5,408,454,066	0.07
	買建	スイス	3,372,015,628	0.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2025年3月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	11,739,846	29,349.45	344,558,133,670	32,580.40	382,488,972,537	5.01
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	19,118,935	14,959.74	286,014,474,471	16,397.85	313,509,588,889	4.11
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	5,514,139	62,325.96	343,674,056,133	56,638.17	312,310,775,170	4.09
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	7,388,498	28,606.10	211,356,139,769	28,815.49	212,903,222,743	2.79
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1,702,070	75,178.51	127,959,088,322	86,234.16	146,776,584,881	1.92
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	5,493,823	25,427.96	139,696,756,647	23,075.42	126,772,281,921	1.66
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	2,255,914	30,177.67	68,078,237,937	39,405.99	88,896,538,060	1.16
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	3,476,583	22,092.78	76,807,390,615	25,286.82	87,911,736,880	1.15
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	1,039,109	63,594.41	66,081,530,486	78,693.87	81,771,509,809	1.07
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	2,198,010	30,918.19	67,958,494,099	36,310.93	79,811,791,645	1.05
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	630,063	117,359.44	73,943,844,198	122,981.69	77,486,215,823	1.02
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	2,966,002	25,224.86	74,817,003,389	23,334.09	69,208,961,167	0.91
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	1,349,190	43,456.58	58,631,183,833	51,262.93	69,163,435,225	0.91
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	3,429,023	17,472.22	59,912,663,140	17,602.98	60,361,056,207	0.79
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	718,204	77,898.83	55,947,257,823	77,158.30	55,415,400,268	0.73
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	639,448	70,132.21	44,845,905,731	80,832.00	51,687,865,340	0.68
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	346,462	123,058.36	42,635,048,579	139,002.76	48,159,175,344	0.63
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	333,843	98,766.81	32,972,608,808	139,629.25	46,614,248,375	0.61
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	1,838,565	24,990.59	45,946,841,118	25,123.84	46,191,823,186	0.61
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー	1,878,744	22,588.72	42,438,425,804	24,477.91	45,987,743,829	0.60

			一・ライ フサイエ ンス						
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需 品流通・ 小売り	3,449,381	9,947.71	34,313,445,596	12,731.62	43,916,235,722	0.58
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	1,379,792	24,966.88	34,449,104,826	30,694.96	42,352,661,352	0.55
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	775,697	53,266.54	41,318,696,650	53,550.58	41,539,030,460	0.54
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲 料・タバ コ	3,195,886	9,575.40	30,601,887,637	10,521.72	33,626,225,314	0.44
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギ ー	1,332,500	24,319.60	32,405,870,758	24,833.77	33,091,007,586	0.43
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	5,347,243	5,913.38	31,620,282,166	6,167.69	32,980,190,651	0.43
ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウ ェア・サ ービス	814,710	30,449.55	24,807,559,972	39,993.23	32,582,892,560	0.43
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲 料・タバ コ	2,045,166	15,682.04	32,072,389,191	15,344.40	31,381,864,804	0.41
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製 造装置	307,196	135,721.31	41,693,043,686	101,397.24	31,148,828,997	0.41
アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウ ェア・サ ービス	747,404	41,835.82	31,268,263,083	40,365.91	30,169,645,886	0.40

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年3月31日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	エネルギー	4.21
	素材	3.32
	資本財	7.20
	商業・専門サービス	1.62
	運輸	1.45
	自動車・自動車部品	1.69
	耐久消費財・アパレル	1.11
	消費者サービス	1.95
	メディア・娯楽	6.45
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.88
	生活必需品流通・小売り	1.83
	食品・飲料・タバコ	3.09
	家庭用品・パーソナル用品	1.46
	ヘルスケア機器・サービス	4.00

	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.13
	銀行	6.12
	金融サービス	7.51
	保険	3.42
	ソフトウェア・サービス	9.52
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.49
	電気通信サービス	1.35
	公益事業	2.73
	半導体・半導体製造装置	7.83
	不動産管理・開発	0.28
	小計	96.62
投資証券	—	1.84
合計		98.46

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2025年3月31日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額 (円)	評価金額	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP EMINI2506	買建	2,231	アメリカドル	639,664,725.1	95,642,669,697	627,245,650	93,785,769,588	1.23
	カナダ	モントリオール取引所	SP/TSE602506	買建	131	カナダドル	39,140,070.8	4,090,920,200	38,920,100	4,067,928,852	0.05
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO ST 2506	買建	1,661	ユーロ	89,965,955.4	14,581,682,051	87,518,090	14,184,932,027	0.19
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 2506	買建	156	オーストラリアドル	30,935,068.2	2,906,968,359	31,278,000	2,939,193,660	0.04
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	FTSE100 2506	買建	322	イギリスポンド	28,074,472.5	5,441,394,260	27,904,520	5,408,454,066	0.07
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS IX2506	買建	156	スイスフラン	20,093,994	3,416,782,739	19,830,720	3,372,015,628	0.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

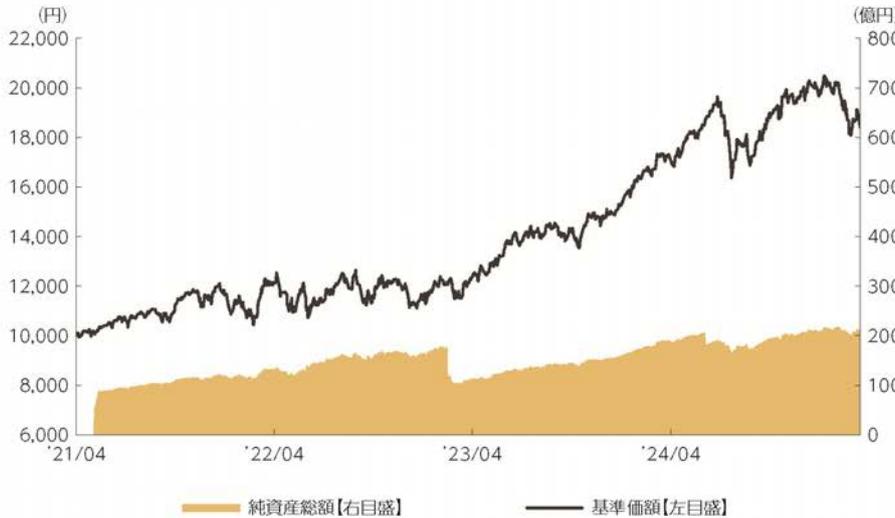
《参考情報》



運用実績

2025年3月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2021年4月16日(設定日)～2025年3月31日



■基準価額・純資産

基準価額	18,422円
純資産総額	206.7億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2025年 3月	0円
2024年 3月	0円
2023年 3月	0円
2022年 3月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万口当たり、税引前

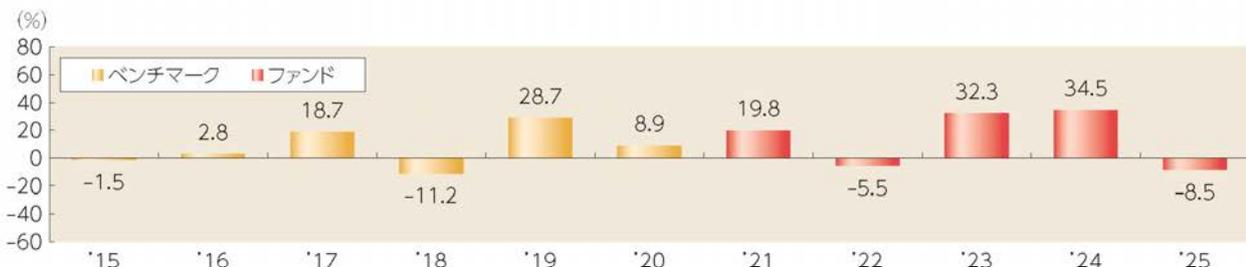
■主要な資産の状況

組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 アメリカドル	76.2%	1 APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	5.0%
2 ユーロ	9.3%	2 NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	アメリカ	4.1%
3 イギリスポンド	4.1%	3 MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカ	4.1%
4 カナダドル	3.3%	4 AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	アメリカ	2.8%
5 スイスフラン	2.7%	5 META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	アメリカ	1.9%
6 オーストラリアドル	1.8%	6 ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	アメリカ	1.7%
7 スウェーデンクローネ	0.9%	7 TESLA INC	自動車・自動車部品	アメリカ	1.2%
8 デンマーククローネ	0.6%	8 BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	アメリカ	1.2%
9 香港ドル	0.5%	9 BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	アメリカ	1.1%
10 シンガポールドル	0.4%	10 JPMORGAN CHASE & CO	銀行	アメリカ	1.0%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	1.6%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2021年は4月16日(設定日)から年末までの、2025年は年初から3月31日までの収益率を表示
- 2020年以前はベンチマークの年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

ありません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることである場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。
なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切る場合とされている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受付を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限（2021年4月16日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年3月26日から翌年3月25日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合

（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求すること

ができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（3）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（2024 年 3 月 26 日から 2025 年 3 月 25 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラップ向けインデックスf 先進国株式の2024年3月26日から2025年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラップ向けインデックスf 先進国株式の2025年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【ラップ向けインデックス f 先進国株式】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 [2024年3月25日現在]	第4期 [2025年3月25日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,968,401	27,033,801
親投資信託受益証券	18,727,882,854	21,333,546,850
未収利息	46	342
流動資産合計	18,751,851,301	21,360,580,993
資産合計	18,751,851,301	21,360,580,993
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,971,341	6,181,458
未払受託者報酬	1,705,889	2,225,066
未払委託者報酬	12,794,134	16,687,980
その他未払費用	264,352	344,823
流動負債合計	21,735,716	25,439,327
負債合計	21,735,716	25,439,327
純資産の部		
元本等		
元本	10,850,395,395	11,154,222,746
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	7,879,720,190	10,180,918,920
(分配準備積立金)	5,830,449,860	6,339,824,806
元本等合計	18,730,115,585	21,335,141,666
純資産合計	18,730,115,585	21,335,141,666
負債純資産合計	18,751,851,301	21,360,580,993

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 2023年3月28日 至 2024年3月25日	第4期 自 2024年3月26日 至 2025年3月25日
営業収益		
受取利息	361	50,305
有価証券売買等損益	5,706,330,856	2,046,509,478
その他収益	-	2,927
営業収益合計	5,706,331,217	2,046,562,710
営業費用		
支払利息	6,891	-
受託者報酬	3,104,446	4,294,322

委託者報酬	23,283,255	32,207,301
その他費用	481,065	665,501
営業費用合計	26,875,657	37,167,124
営業利益又は営業損失(△)	5,679,455,560	2,009,395,586
経常利益又は経常損失(△)	5,679,455,560	2,009,395,586
当期純利益又は当期純損失(△)	5,679,455,560	2,009,395,586
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	311,376,003	312,661,872
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,350,487,439	7,879,720,190
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,401,017,890	2,337,284,741
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,401,017,890	2,337,284,741
剰余金減少額又は欠損金増加額	239,864,696	1,732,819,725
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	239,864,696	1,732,819,725
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	7,879,720,190	10,180,918,920

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第3期 [2024年3月25日現在]	第4期 [2025年3月25日現在]
1. 期首元本額	8,929,866,849円	10,850,395,395円
期中追加設定元本額	3,258,561,485円	2,674,022,129円
期中一部解約元本額	1,338,032,939円	2,370,194,778円
2. 受益権の総数	10,850,395,395口	11,154,222,746口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自2023年3月28日 至2024年3月25日			第4期 自2024年3月26日 至2025年3月25日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	261,671,608円	費用控除後の配当等収益額	A	308,099,875円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,679,986,471円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,388,633,839円
収益調整金額	C	2,049,270,330円	収益調整金額	C	3,841,094,114円
分配準備積立金額	D	888,791,781円	分配準備積立金額	D	4,643,091,092円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,879,720,190円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,180,918,920円
当ファンドの期末残存口数	F	10,850,395,395口	当ファンドの期末残存口数	F	11,154,222,746口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,262円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,127円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期 自 2023年3月28日 至 2024年3月25日	第4期 自 2024年3月26日 至 2025年3月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第3期 [2024年3月25日現在]	第4期 [2025年3月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第3期 [2024年3月25日現在]	第4期 [2025年3月25日現在]

	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	5,626,838,750	1,840,491,387
合計	5,626,838,750	1,840,491,387

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第3期 [2024年3月25日現在]	第4期 [2025年3月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7262円 (17,262円)	1.9127円 (19,127円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	2,813,821,023	21,333,546,850	
合計		2,813,821,023	21,333,546,850	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

外国株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2025年3月25日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	120,932,585,821
コール・ローン	11,404,972,600
株式	7,559,328,493,832
投資証券	140,968,961,476
派生商品評価勘定	2,426,776,520
未収入金	71,993,374
未収配当金	9,428,583,917
未収利息	144,690
差入委託証拠金	61,397,089,117
流動資産合計	7,905,959,601,347
資産合計	7,905,959,601,347
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	416,698,045
未払解約金	5,514,172,963
流動負債合計	5,930,871,008
負債合計	5,930,871,008
純資産の部	
元本等	
元本	1,041,983,040,398
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	6,858,045,689,941
元本等合計	7,900,028,730,339
純資産合計	7,900,028,730,339
負債純資産合計	7,905,959,601,347

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2025年3月25日現在]
--	----------------

1. 期首	2024年3月26日
期首元本額	721,351,336,039円
期中追加設定元本額	398,446,480,932円
期中一部解約元本額	77,814,776,573円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)	161,017,118円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)	876,201,666円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)	905,404,440円
MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信	3,494,227,473円
MAXIS 全世界株式(オール・カントリー)上場投信	6,984,064,700円
三菱UFJ プライムバランス(安定型)(確定拠出年金)	1,161,012,435円
三菱UFJ プライムバランス(安定成長型)(確定拠出年金)	7,538,714,409円
三菱UFJ プライムバランス(成長型)(確定拠出年金)	9,416,777,324円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	35,161,401円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	102,044,101円
ファンド・マネジャー(海外株式)	287,945円
eMAXIS 先進国株式インデックス	14,292,305,979円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	887,521,932円
eMAXIS バランス(波乗り型)	39,380,867円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	1,674,529,876円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	169,161,653円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	282,184,623円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	280,067,446円
eMAXIS Slim 先進国株式インデックス	114,477,466,327円
海外株式セレクション(ラップ向け)	2,369,269,147円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	5,498,042,483円
つみたて先進国株式	44,608,038,012円
つみたて8資産均等バランス	2,847,083,163円
つみたて4資産均等バランス	1,177,328,607円
eMAXIS マイマネージャー1970s	2,037,628円
eMAXIS マイマネージャー1980s	3,602,069円
eMAXIS マイマネージャー1990s	7,176,583円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)	163,343,179円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)	232,065,667円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)	179,872,502円
三菱UFJ DC年金バランス(株式15)	69,491,396円
三菱UFJ DC年金バランス(株式40)	526,886,826円
三菱UFJ DC年金バランス(株式65)	1,606,666,549円
eMAXIS Slim 全世界株式(除く日本)	76,645,617,253円
eMAXIS Slim 全世界株式(3地域均等型)	957,548,647円
三菱UFJ DC年金インデックス(先進国株式)	5,634,818,412円
eMAXIS Slim 全世界株式(オール・カントリー)	624,984,355,268円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)	170,886,641円
三菱UFJ DC年金バランス(株式25)	40,586,829円
つみたて全世界株式	8,081,306,412円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年金)	92,747,278円
ラップ向けインデックスf 先進国株式	2,813,821,023円

三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	73,789,874円
ダイナミックアロケーションファンド (ラップ向け)	988,241,540円
ラップ向けダイナミックアロケーションファンド	40,090,208円
ラップ向けアクティブアロケーションファンド	4,527,046円
アクティブアロケーションファンド (ラップ向け)	48,707,698円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070 (確定拠出年金)	6,790,372円
eMAXIS/PayPay証券 全世界バランス	24,333,252円
eMAXIS Slim 先進国株式 (含む日本) <オール先進国>	367,848,079円
三菱UFJ DC海外株式インデックスファンド	33,377,408,246円
eMAXIS 全世界株式インデックス	7,683,222,328円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式抑制型)	214,775,469円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式重視型)	626,696,765円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション (KAKUSHIN)	396,242,516円
三菱UFJ バランス・イノベーション (債券重視型)	96,955,932円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	443,686,569円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	82,607,288円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	123,512,924円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	591,492,598円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	501,504,746円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	1,104,001,172円
三菱UFJ 外国株式ファンドVA (適格機関投資家限定)	815,808,313円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	3,871,321円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	2,311,503,515円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型 (適格機関投資家限定)	22,581,181円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	484,090,275円
MUAM 外国株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	7,909,402,254円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	53,106円
三菱UFJ バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	379,503,354円
MUAM 全世界株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	3,741,583,187円
MUKAM バランス・イノベーション (株式抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	771,709,441円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	172,634,450円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	149,709,585円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	62,505,801円
MUKAM バランス・イノベーション (債券重視型) (適格機関投資家転売制限付)	79,749,043円
MUKAM 外国株式インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	3,730,778,903円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	129,890,445円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) 2 (適格機関投資家転売制限付)	31,933,518円
マルチアセット運用戦略ファンド (適格機関投資家限定)	153,433円
海外株式インデックスファンドS	14,848,642,422円
外国株式インデックスオープンV (適格機関投資家限定)	790,361,459円
全世界株式インデックスファンドV (適格機関投資家限定)	473,801,717円
グローバルバランスオープンV (適格機関投資家限定)	7,664,856円
全世界株式 (除く日本) インデックスファンドV (適格機関投資家)	216,158,143円

限定)	
MUAM グローバルバランス (退職給付信託向け) (適格機関投資家限定)	4,776,531,798 円
パッシブバランスファンド (2%コース) (適格機関投資家転売制限付)	109,983 円
パッシブバランスファンド (5%コース) (適格機関投資家転売制限付)	384,335 円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンド	3,009,864,380 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定型) VA	561,057 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定成長型) VA	1,379,957 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (成長型) VA	369,532 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (積極型) VA	1,564,422 円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンドVA	20,255,275 円
三菱UFJ バランスVA30D (適格機関投資家限定)	606,995 円
三菱UFJ バランスVA60D (適格機関投資家限定)	5,408,260 円
三菱UFJ バランスVA30G (適格機関投資家限定)	449,974 円
三菱UFJ バランスVA60G (適格機関投資家限定)	6,227,342 円
三菱UFJ <DC>外国株式インデックスファンド	7,722,784,214 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	65,641,391 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	285,570,451 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	316,769,361 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	347,914,038 円
合計	1,041,983,040,398 円
2. 受益権の総数	1,041,983,040,398 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024 年 3 月 26 日 至 2025 年 3 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年3月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2025年3月25日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	521,968,970,938
投資証券	8,807,660,831
合計	530,776,631,769

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

[2025年3月25日現在]

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	197,824,134,589	—	199,790,597,196	1,966,462,607
合計		197,824,134,589	—	199,790,597,196	1,966,462,607

(注) 時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[2025年3月25日現在]

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引 買建			
	アメリカドル	5,012,415,750	—	5,048,644,495
	カナダドル	243,608,148	—	245,669,451
	スイスフラン	177,226,775	—	178,685,595
	スウェーデンクローネ	59,274,400	—	59,836,000
	ユーロ	681,546,600	—	684,852,000
	合計	6,174,071,673	—	6,217,687,541
				36,228,745
				2,061,303
				1,458,820
				561,600
				3,305,400
				43,615,868

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2025年3月25日現在]
1口当たり純資産額	7.5817円
(1万口当たり純資産額)	(75,817円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	BAKER HUGHES CO	775,967	44.60	34,608,128.20	
	CHENIERE ENERGY INC	173,176	233.59	40,452,181.84	
	CHEVRON CORP	1,312,800	165.02	216,638,256.00	
	CONOCOPHILLIPS	997,405	102.19	101,924,816.95	
	COTERRA ENERGY INC	571,320	29.36	16,773,955.20	
	DEVON ENERGY CORP	477,302	36.96	17,641,081.92	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	142,514	161.01	22,946,179.14	

EOG RESOURCES INC	431,146	128.27	55,303,097.42
EQT CORP	451,292	54.00	24,369,768.00
EXPAND ENERGY CORP	156,917	109.10	17,119,644.70
EXXON MOBIL CORP	3,382,123	115.80	391,649,843.40
HALLIBURTON CO	659,366	25.60	16,879,769.60
HESS CORP	218,022	157.35	34,305,761.70
KINDER MORGAN INC	1,572,365	28.71	45,142,599.15
MARATHON PETROLEUM CORP	245,048	148.68	36,433,736.64
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	544,323	47.92	26,083,958.16
ONEOK INC	477,630	102.30	48,861,549.00
OVINTIV INC	204,912	43.01	8,813,265.12
PHILLIPS 66	315,756	126.47	39,933,661.32
SCHLUMBERGER LTD	1,083,552	41.70	45,184,118.40
TARGA RESOURCES CORP	162,312	204.96	33,267,467.52
TEXAS PACIFIC LAND CORP	14,504	1,344.98	19,507,589.92
VALERO ENERGY CORP	247,468	131.95	32,653,402.60
WILLIAMS COS INC	939,398	61.09	57,387,823.82
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	170,742	293.45	50,104,239.90
ALBEMARLE CORP	83,102	77.55	6,444,560.10
AMCOR PLC	1,187,330	9.55	11,339,001.50
AVERY DENNISON CORP	58,064	177.01	10,277,908.64
BALL CORP	225,161	50.78	11,433,675.58
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	128,558	76.83	9,877,111.14
CORTEVA INC	535,407	62.07	33,232,712.49
CRH PLC	519,676	98.13	50,995,805.88
CROWN HOLDINGS INC	87,556	88.39	7,739,074.84
DOW INC	545,995	36.29	19,814,158.55
DUPONT DE NEMOURS INC	316,548	77.07	24,396,354.36
EASTMAN CHEMICAL CO	84,572	90.09	7,619,091.48
ECOLAB INC	194,569	252.62	49,152,020.78
FREEMPORT-MCMORAN INC	1,104,773	41.61	45,969,604.53
INTERNATIONAL PAPER CO	368,812	52.83	19,484,337.96
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	192,011	77.53	14,886,612.83
LINDE PLC	365,433	459.09	167,766,635.97
LYONDELLBASELL INDU-CL A	202,925	71.96	14,602,483.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	46,381	490.69	22,758,692.89

NEWMONT CORP	882,701	46.82	41,328,060.82
NUCOR CORP	181,289	127.40	23,096,218.60
PACKAGING CORP OF AMERICA	69,109	200.81	13,877,778.29
PPG INDUSTRIES INC	180,283	112.98	20,368,373.34
RELIANCE INC	40,850	287.39	11,739,881.50
RPM INTERNATIONAL INC	105,040	116.66	12,253,966.40
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	185,225	342.71	63,478,459.75
SMURFIT WESTROCK PLC	414,564	45.02	18,663,671.28
STEEL DYNAMICS INC	115,651	126.66	14,648,355.66
VULCAN MATERIALS CO	103,395	240.81	24,898,549.95
WESTLAKE CORP	25,469	102.65	2,614,392.85
3M CO	420,145	153.15	64,345,206.75
AECOM	96,767	95.82	9,272,213.94
AERCAP HOLDINGS NV	148,429	103.63	15,381,697.27
ALLEGION PLC	65,414	130.59	8,542,414.26
AMETEK INC	179,745	178.82	32,142,000.90
AXON ENTERPRISE INC	56,417	572.52	32,299,860.84
BOEING CO/THE	578,186	180.90	104,593,847.40
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	87,516	131.73	11,528,482.68
CARLISLE COS INC	33,401	348.70	11,646,928.70
CARRIER GLOBAL CORP	623,629	67.96	42,381,826.84
CATERPILLAR INC	373,576	341.67	127,639,711.92
CNH INDUSTRIAL NV	647,350	12.78	8,273,133.00
CUMMINS INC	107,387	331.08	35,553,687.96
DEERE & CO	199,108	479.96	95,563,875.68
DOVER CORP	102,204	185.51	18,959,864.04
EATON CORP PLC	305,298	302.84	92,456,446.32
EMCOR GROUP INC	35,062	412.85	14,475,346.70
EMERSON ELECTRIC CO	440,828	115.37	50,858,326.36
FASTENAL CO	433,758	76.94	33,373,340.52
FERGUSON ENTERPRISES INC	156,865	164.47	25,799,586.55
FORTIVE CORP	262,735	75.91	19,944,213.85
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	96,302	63.83	6,146,956.66
GE AEROSPACE	833,515	210.23	175,229,858.45
GE VERNOVA INC	214,280	343.57	73,620,179.60
GENERAL DYNAMICS CORP	180,490	265.88	47,988,681.20

GRACO INC	133,251	83.86	11,174,428.86
HEICO CORP	32,435	267.88	8,688,687.80
HEICO CORP-CLASS A	58,851	213.17	12,545,267.67
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	502,505	211.85	106,455,684.25
HOWMET AEROSPACE INC	292,953	136.10	39,870,903.30
HUBBELL INC	41,428	349.50	14,479,086.00
IDEX CORP	60,433	185.10	11,186,148.30
ILLINOIS TOOL WORKS	226,178	255.64	57,820,143.92
INGERSOLL-RAND INC	314,303	82.23	25,845,135.69
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	121,800	42.98	5,234,964.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	517,642	84.52	43,751,101.84
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	146,689	210.71	30,908,839.19
LENNOX INTERNATIONAL INC	24,095	586.25	14,125,693.75
LOCKHEED MARTIN CORP	163,036	434.98	70,917,399.28
MASCO CORP	167,333	70.78	11,843,829.74
NORDSON CORP	39,098	207.58	8,115,962.84
NORTHROP GRUMMAN CORP	104,803	495.08	51,885,869.24
OTIS WORLDWIDE CORP	300,006	101.38	30,414,608.28
OWENS CORNING	67,566	151.18	10,214,627.88
PACCAR INC	396,095	98.64	39,070,810.80
PARKER HANNIFIN CORP	98,324	642.58	63,181,035.92
PENTAIR PLC	129,028	89.85	11,593,165.80
QUANTA SERVICES INC	114,971	278.40	32,007,926.40
ROCKWELL AUTOMATION INC	86,119	267.96	23,076,447.24
RTX CORP	1,025,744	134.69	138,157,459.36
SMITH (A. O.) CORP	87,472	66.37	5,805,516.64
SNAP-ON INC	40,955	337.36	13,816,578.80
STANLEY BLACK & DECKER INC	119,987	82.00	9,838,934.00
TEXTRON INC	142,396	74.28	10,577,174.88
TRANE TECHNOLOGIES PLC	174,480	357.60	62,394,048.00
TRANSDIGM GROUP INC	43,095	1,380.35	59,486,183.25
UNITED RENTALS INC	51,469	647.08	33,304,560.52
VERTIV HOLDINGS CO-A	270,175	93.69	25,312,695.75
WABTEC CORP	132,971	188.86	25,112,903.06
WATSCO INC	26,456	512.52	13,559,229.12
WW GRAINGER INC	34,438	991.59	34,148,376.42

XYLEM INC	182,181	120.80	22,007,464.80
AUTOMATIC DATA PROCESSING	312,119	298.89	93,289,247.91
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	97,411	105.17	10,244,714.87
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	92,576	235.82	21,831,272.32
CINTAS CORP	279,881	194.57	54,456,446.17
COPART INC	678,386	55.06	37,351,933.16
DAYFORCE INC	115,759	60.16	6,964,061.44
EQUIFAX INC	98,085	245.36	24,066,135.60
JACOBS SOLUTIONS INC	96,721	123.19	11,915,059.99
LEIDOS HOLDINGS INC	95,973	135.79	13,032,173.67
PAYCHEX INC	253,227	144.83	36,674,866.41
PAYCOM SOFTWARE INC	37,821	223.67	8,459,423.07
REPUBLIC SERVICES INC	167,051	235.99	39,422,365.49
ROLLINS INC	213,000	52.32	11,144,160.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	174,575	82.75	14,446,081.25
TRANSUNION	146,697	87.79	12,878,529.63
VERALTO CORP	197,785	98.26	19,434,354.10
VERISK ANALYTICS INC	108,518	285.40	30,971,037.20
WASTE CONNECTIONS INC	200,225	190.93	38,228,959.25
WASTE MANAGEMENT INC	305,822	226.24	69,189,169.28
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	86,071	100.48	8,648,414.08
CSX CORP	1,502,857	29.85	44,860,281.45
DELTA AIR LINES INC	119,512	48.88	5,841,746.56
EXPEDITORS INTL WASH INC	114,697	117.87	13,519,335.39
FEDEX CORP	179,005	242.32	43,376,491.60
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	1,656,031	4.62	7,650,863.22
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	64,622	152.02	9,823,836.44
NORFOLK SOUTHERN CORP	174,184	235.55	41,029,041.20
OLD DOMINION FREIGHT LINE	145,415	170.05	24,727,820.75
SOUTHWEST AIRLINES CO	96,494	34.84	3,361,850.96
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	79,520	58.30	4,636,016.00
UBER TECHNOLOGIES INC	1,462,639	76.51	111,906,509.89
UNION PACIFIC CORP	466,660	235.20	109,758,432.00
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	64,023	80.22	5,135,925.06
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	558,327	115.80	64,654,266.60
APTIV PLC	170,647	63.91	10,906,049.77

FORD MOTOR CO	3,023,557	10.25	30,991,459.25
GENERAL MOTORS CO	846,956	51.46	43,584,355.76
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	546,573	12.19	6,662,724.87
TESLA INC	2,224,714	278.39	619,338,130.46
DECKERS OUTDOOR CORP	122,709	124.68	15,299,358.12
DR HORTON INC	224,465	130.35	29,259,012.75
GARMIN LTD	116,673	214.47	25,022,858.31
LENNAR CORP-A	192,078	117.56	22,580,689.68
LULULEMON ATHLETICA INC	84,740	334.96	28,384,510.40
NIKE INC -CL B	899,167	67.39	60,594,864.13
NVR INC	2,470	7,361.52	18,182,954.40
PULTEGROUP INC	155,783	105.85	16,489,630.55
AIRBNB INC-CLASS A	332,967	129.82	43,225,775.94
BOOKING HOLDINGS INC	25,529	4,709.72	120,234,441.88
CARNIVAL CORP	792,258	21.44	16,986,011.52
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	1,048,427	49.60	52,001,979.20
DARDEN RESTAURANTS INC	86,926	208.56	18,129,286.56
DOMINO'S PIZZA INC	27,859	466.04	12,983,408.36
DOORDASH INC - A	266,437	198.98	53,015,634.26
DRAFTKINGS INC-CL A	349,669	40.52	14,168,587.88
EXPEDIA GROUP INC	94,464	178.29	16,841,986.56
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	139,314	246.49	34,339,507.86
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	186,753	232.56	43,431,277.68
HYATT HOTELS CORP - CL A	37,789	123.69	4,674,121.41
LAS VEGAS SANDS CORP	282,503	41.50	11,723,874.50
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	179,242	242.92	43,541,466.64
MCDONALD'S CORP	551,687	305.67	168,634,165.29
MGM RESORTS INTERNATIONAL	154,928	32.42	5,022,765.76
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	200,309	225.40	45,149,648.60
STARBUCKS CORP	867,320	95.72	83,019,870.40
WYNN RESORTS LTD	79,545	84.87	6,750,984.15
YUM! BRANDS INC	217,132	155.82	33,833,508.24
ALPHABET INC-CL A	5,403,823	167.68	906,113,040.64
ALPHABET INC-CL C	2,939,002	169.93	499,424,609.86
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	72,123	367.50	26,505,202.50
COMCAST CORP-CLASS A	2,956,656	36.60	108,213,609.60

ELECTRONIC ARTS INC	186,891	144.55	27,015,094.05
FOX CORP - CLASS A	151,749	53.39	8,101,879.11
FOX CORP - CLASS B	145,210	49.71	7,218,389.10
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	297,391	25.93	7,711,348.63
LIBERTY MEDIA CORP-FORMULA-C	162,254	88.98	14,437,360.92
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	122,491	127.02	15,558,806.82
META PLATFORMS INC-CLASS A	1,678,570	618.85	1,038,783,044.50
NETFLIX INC	329,143	971.99	319,923,704.57
NEWS CORP - CLASS A	275,666	27.30	7,525,681.80
OMNICOM GROUP	148,700	79.43	11,811,241.00
PINTEREST INC- CLASS A	459,240	34.04	15,632,529.60
REDDIT INC-CL A	50,395	124.94	6,296,351.30
ROBLOX CORP -CLASS A	377,964	61.18	23,123,837.52
ROKU INC	92,523	81.23	7,515,643.29
SEA LTD-ADR	282,673	129.48	36,600,500.04
SNAP INC - A	761,135	9.54	7,261,227.90
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	119,605	604.71	72,326,339.55
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	135,397	213.51	28,908,613.47
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	339,633	59.34	20,153,822.22
WALT DISNEY CO/THE	1,395,269	100.18	139,778,048.42
WARNER BROS DISCOVERY INC	1,749,482	10.97	19,191,817.54
AMAZON.COM INC	7,286,798	203.26	1,481,114,561.48
AUTOZONE INC	12,920	3,657.82	47,259,034.40
BEST BUY CO INC	154,226	75.67	11,670,281.42
BURLINGTON STORES INC	45,838	248.55	11,393,034.90
CARMAX INC	115,606	73.54	8,501,665.24
CARVANA CO	91,689	213.63	19,587,521.07
DICK'S SPORTING GOODS INC	43,064	205.56	8,852,235.84
EBAY INC	361,754	66.54	24,071,111.16
GENUINE PARTS CO	109,177	120.67	13,174,388.59
GLOBAL-E ONLINE LTD	65,600	39.16	2,568,896.00
HOME DEPOT INC	765,197	363.77	278,355,712.69
LKQ CORP	210,323	40.91	8,604,313.93
LOWE'S COS INC	435,015	232.89	101,310,643.35
MERCADOLIBRE INC	35,142	2,134.31	75,003,922.02
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	44,940	1,362.74	61,241,535.60

POOL CORP	27,344	325.94	8,912,503.36
ROSS STORES INC	258,132	129.18	33,345,491.76
TJX COMPANIES INC	865,419	119.60	103,504,112.40
TRACTOR SUPPLY COMPANY	413,524	53.53	22,135,939.72
ULTA BEAUTY INC	35,928	366.16	13,155,396.48
WILLIAMS-SONOMA INC	94,945	170.30	16,169,133.50
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	299,611	20.80	6,231,908.80
COSTCO WHOLESALE CORP	341,762	926.04	316,485,282.48
DOLLAR GENERAL CORP	176,793	83.16	14,702,105.88
DOLLAR TREE INC	147,888	69.74	10,313,709.12
KROGER CO	520,625	65.40	34,048,875.00
SYSCO CORP	370,429	71.43	26,459,743.47
TARGET CORP	356,865	108.35	38,666,322.75
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	614,847	11.15	6,855,544.05
WALMART INC	3,405,781	87.49	297,971,779.69
ALTRIA GROUP INC	1,296,613	57.65	74,749,739.45
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	356,834	45.93	16,389,385.62
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	123,147	33.84	4,167,294.48
BUNGE GLOBAL SA	110,253	72.72	8,017,598.16
COCA-COLA CO/THE	3,151,886	68.95	217,322,539.70
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	159,882	83.79	13,396,512.78
CONAGRA BRANDS INC	352,205	25.73	9,062,234.65
CONSTELLATION BRANDS INC-A	129,028	180.28	23,261,167.84
GENERAL MILLS INC	414,118	58.17	24,089,244.06
HERSHEY CO/THE	116,017	168.01	19,492,016.17
HORMEL FOODS CORP	223,446	29.26	6,538,029.96
JM SMUCKER CO/THE	77,886	111.75	8,703,760.50
KELLANOVA	205,974	82.50	16,992,855.00
KEURIG DR PEPPER INC	940,297	33.85	31,829,053.45
KRAFT HEINZ CO/THE	679,841	29.12	19,796,969.92
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	194,935	80.34	15,661,077.90
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	139,179	59.27	8,249,139.33
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	1,036,721	64.95	67,335,028.95
MONSTER BEVERAGE CORP	569,953	57.83	32,960,381.99
PEPSICO INC	1,055,770	146.45	154,617,516.50
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,198,485	151.55	181,630,401.75

THE CAMPBELL'S COMPANY	146,183	38.05	5,562,263.15
TYSON FOODS INC-CL A	221,085	60.37	13,346,901.45
CHURCH & DWIGHT CO INC	182,347	106.90	19,492,894.30
CLOROX COMPANY	95,105	143.91	13,686,560.55
COLGATE-PALMOLIVE CO	596,105	90.90	54,185,944.50
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	176,518	67.45	11,906,139.10
KENVUE INC	1,453,309	23.37	33,963,831.33
KIMBERLY-CLARK CORP	251,074	137.82	34,603,018.68
PROCTER & GAMBLE CO/THE	1,813,765	165.65	300,450,172.25
ABBOTT LABORATORIES	1,336,942	127.21	170,072,391.82
ALIGN TECHNOLOGY INC	59,342	170.37	10,110,096.54
BAXTER INTERNATIONAL INC	399,722	33.60	13,430,659.20
BECTON DICKINSON AND CO	222,766	229.19	51,055,739.54
BOSTON SCIENTIFIC CORP	1,135,421	102.67	116,573,674.07
CARDINAL HEALTH INC	190,013	133.21	25,311,631.73
CENCORA INC	134,575	267.50	35,998,812.50
CENTENE CORP	394,544	59.34	23,412,240.96
COOPER COS INC/THE	154,893	84.07	13,021,854.51
CVS HEALTH CORP	974,102	67.57	65,820,072.14
DAVITA INC	33,652	150.41	5,061,597.32
DEXCOM INC	303,198	75.32	22,836,873.36
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	456,585	71.35	32,577,339.75
ELEVANCE HEALTH INC	179,227	427.23	76,571,151.21
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	355,512	81.70	29,045,330.40
HCA HEALTHCARE INC	143,853	333.84	48,023,885.52
HOLOGIC INC	164,950	61.89	10,208,755.50
HUMANA INC	95,341	271.72	25,906,056.52
IDEXX LABORATORIES INC	64,888	423.60	27,486,556.80
INSULET CORP	53,590	274.04	14,685,803.60
INTUITIVE SURGICAL INC	274,274	508.58	139,490,270.92
LABCORP HOLDINGS INC	63,720	236.44	15,065,956.80
MCKESSON CORP	96,541	660.86	63,800,085.26
MEDTRONIC PLC	981,815	90.13	88,490,985.95
MOLINA HEALTHCARE INC	44,362	312.65	13,869,779.30
QUEST DIAGNOSTICS INC	88,521	167.33	14,812,218.93
RESMED INC	110,629	222.91	24,660,310.39

SOLVENTUM CORP	107,974	74.20	8,011,670.80
STERIS PLC	73,905	223.01	16,481,554.05
STRYKER CORP	265,595	374.27	99,404,240.65
THE CIGNA GROUP	213,391	320.40	68,370,476.40
UNITEDHEALTH GROUP INC	708,504	516.50	365,942,316.00
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	43,705	181.58	7,935,953.90
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	122,346	239.04	29,245,587.84
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	155,131	111.24	17,256,772.44
ABBVIE INC	1,361,192	209.17	284,720,530.64
AGILENT TECHNOLOGIES INC	221,800	121.97	27,052,946.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	101,881	290.70	29,616,806.70
AMGEN INC	414,900	314.38	130,436,262.00
AVANTOR INC	491,496	16.49	8,104,769.04
BIO-RAD LABORATORIES-A	14,610	256.65	3,749,656.50
BIO-TECHNE CORP	133,727	61.07	8,166,707.89
BIOGEN INC	115,254	141.60	16,319,966.40
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	157,231	71.99	11,319,059.69
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,554,148	61.05	94,880,735.40
DANAHER CORP	504,073	212.80	107,266,734.40
ELI LILLY & CO	621,363	864.90	537,416,858.70
EXACT SCIENCES CORP	134,961	47.09	6,355,313.49
GILEAD SCIENCES INC	965,487	106.74	103,056,082.38
ILLUMINA INC	119,153	88.02	10,487,847.06
INCYTE CORP	116,806	62.78	7,333,080.68
IQVIA HOLDINGS INC	142,605	186.11	26,540,216.55
JOHNSON & JOHNSON	1,854,644	163.29	302,844,818.76
MERCK & CO. INC.	1,947,923	92.31	179,812,772.13
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	16,328	1,212.06	19,790,515.68
MODERNA INC	232,626	34.17	7,948,830.42
NATERA INC	95,313	153.83	14,661,998.79
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	72,996	115.60	8,438,337.60
PFIZER INC	4,381,851	26.14	114,541,585.14
REGENERON PHARMACEUTICALS	82,264	661.00	54,376,504.00
REVVITY INC	94,024	108.59	10,210,066.16
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	302,749	33.75	10,217,778.75
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	839,174	16.18	13,577,835.32

THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	294,316	519.90	153,014,888.40
UNITED THERAPEUTICS CORP	30,771	319.86	9,842,412.06
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	199,011	511.74	101,841,889.14
VIATRIS INC	1,017,112	9.30	9,459,141.60
WATERS CORP	44,580	373.30	16,641,714.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	53,734	231.90	12,460,914.60
ZOETIS INC	350,768	163.17	57,234,814.56
BANK OF AMERICA CORP	5,277,743	43.07	227,312,391.01
CITIGROUP INC	1,457,893	74.04	107,942,397.72
CITIZENS FINANCIAL GROUP	348,561	42.24	14,723,216.64
FIFTH THIRD BANCORP	498,523	40.25	20,065,550.75
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	7,713	1,883.23	14,525,352.99
HUNTINGTON BANCSHARES INC	1,161,750	15.35	17,832,862.50
JPMORGAN CHASE & CO	2,168,810	248.06	537,995,008.60
KEYCORP	679,744	16.57	11,263,358.08
M & T BANK CORP	129,918	182.36	23,691,846.48
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	308,414	176.54	54,447,407.56
REGIONS FINANCIAL CORP	675,004	22.27	15,032,339.08
TRUIST FINANCIAL CORP	1,023,016	42.15	43,120,124.40
US BANCORP	1,196,892	43.76	52,375,993.92
WELLS FARGO & CO	2,534,206	74.28	188,240,821.68
ALLY FINANCIAL INC	203,615	37.88	7,712,936.20
AMERICAN EXPRESS CO	433,436	277.86	120,434,526.96
AMERIPRISE FINANCIAL INC	74,620	508.15	37,918,153.00
ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	427,778	21.61	9,244,282.58
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	309,869	148.40	45,984,559.60
ARES MANAGEMENT CORP - A	141,844	153.75	21,808,515.00
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	551,894	84.70	46,745,421.80
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,024,609	525.85	538,790,642.65
BLACKROCK INC	113,325	963.50	109,188,637.50
BLACKSTONE INC	552,281	152.08	83,990,894.48
BLOCK INC	415,949	62.58	26,030,088.42
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	296,586	180.86	53,640,543.96
CARLYLE GROUP INC/THE	171,564	46.24	7,933,119.36
CBOE GLOBAL MARKETS INC	77,562	212.96	16,517,603.52
CME GROUP INC	280,524	262.94	73,760,980.56

COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	148,953	203.04	30,243,417.12
COREBRIDGE FINANCIAL INC	209,602	33.03	6,923,154.06
CORPAY INC	53,082	357.95	19,000,701.90
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	195,316	170.13	33,229,111.08
EQUITABLE HOLDINGS INC	238,157	53.59	12,762,833.63
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	30,510	432.11	13,183,676.10
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	425,355	74.29	31,599,622.95
FISERV INC	439,316	221.79	97,435,895.64
FRANKLIN RESOURCES INC	191,563	20.07	3,844,669.41
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	52,000	107.76	5,603,520.00
GLOBAL PAYMENTS INC	202,474	99.01	20,046,950.74
GOLDMAN SACHS GROUP INC	241,744	580.10	140,235,694.40
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	83,445	179.94	15,015,093.30
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	441,979	175.25	77,456,819.75
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	60,483	172.82	10,452,672.06
KKR & CO INC	475,148	121.97	57,953,801.56
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	56,083	341.74	19,165,804.42
MASTERCARD INC - A	630,948	543.67	343,027,499.16
MOODY'S CORP	124,910	469.15	58,601,526.50
MORGAN STANLEY	931,929	124.27	115,810,816.83
MSCI INC	59,539	566.79	33,746,109.81
NASDAQ INC	324,689	77.41	25,134,175.49
NORTHERN TRUST CORP	155,830	101.44	15,807,395.20
PAYPAL HOLDINGS INC	731,712	70.97	51,929,600.64
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	154,102	144.96	22,338,625.92
ROBINHOOD MARKETS INC - A	467,170	48.36	22,592,341.20
S&P GLOBAL INC	244,247	503.94	123,085,833.18
SCHWAB (CHARLES) CORP	1,332,582	79.96	106,553,256.72
SEI INVESTMENTS COMPANY	75,473	77.43	5,843,874.39
STATE STREET CORP	232,480	92.86	21,588,092.80
SYNCHRONY FINANCIAL	288,414	55.82	16,099,269.48
T ROWE PRICE GROUP INC	166,277	95.98	15,959,266.46
TOAST INC-CLASS A	299,711	36.15	10,834,552.65
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	94,694	144.08	13,643,511.52
VISA INC-CLASS A SHARES	1,330,890	343.87	457,653,144.30
AFLAC INC	402,310	109.65	44,113,291.50

ALLSTATE CORP	205,332	207.30	42,565,323.60
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	53,835	127.92	6,886,573.20
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	488,451	84.20	41,127,574.20
AON PLC-CLASS A	151,126	393.15	59,415,186.90
ARCH CAPITAL GROUP LTD	293,116	94.01	27,555,835.16
ARTHUR J GALLAGHER & CO	192,791	337.67	65,099,736.97
ASSURANT INC	39,286	209.44	8,228,059.84
BROWN & BROWN INC	185,953	120.98	22,496,593.94
CHUBB LTD	296,561	291.44	86,429,737.84
CINCINNATI FINANCIAL CORP	116,659	145.67	16,993,716.53
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	19,684	412.12	8,112,170.08
EVEREST GROUP LTD	33,987	359.13	12,205,751.31
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	211,842	64.88	13,744,308.96
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	216,951	121.08	26,268,427.08
LOEWS CORP	135,335	88.51	11,978,500.85
MARKEL GROUP INC	9,718	1,869.81	18,170,813.58
MARSH & MCLENNAN COS	379,442	234.62	89,024,682.04
METLIFE INC	450,880	84.18	37,955,078.40
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	182,116	85.25	15,525,389.00
PROGRESSIVE CORP	451,287	274.00	123,652,638.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	271,901	113.24	30,790,069.24
TRAVELERS COS INC/THE	176,643	259.44	45,828,259.92
WILLIS TOWERS WATSON PLC	77,210	337.22	26,036,756.20
WR BERKLEY CORP	245,163	64.10	15,714,948.30
ACCENTURE PLC-CL A	481,542	307.18	147,920,071.56
ADOBE INC	334,856	394.47	132,090,646.32
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	108,915	82.77	9,014,894.55
ANSYS INC	68,242	325.73	22,228,466.66
APPROVIN CORP-CLASS A	158,938	339.72	53,994,417.36
ATLASSIAN CORP-CL A	124,190	234.62	29,137,457.80
AUTODESK INC	166,550	269.19	44,833,594.50
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	128,397	42.66	5,477,416.02
CADENCE DESIGN SYS INC	209,924	267.15	56,081,196.60
CHECK POINT SOFTWARE TECH	70,663	228.05	16,114,697.15
CLOUDFLARE INC - CLASS A	239,986	123.93	29,741,464.98
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	388,872	77.94	30,308,683.68

CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	191,224	372.64	71,257,711.36
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	35,911	351.00	12,604,761.00
DATADOG INC - CLASS A	212,838	110.17	23,448,362.46
DOCUSIGN INC	156,359	89.00	13,915,951.00
DYNATRACE INC	222,905	50.67	11,294,596.35
EPAM SYSTEMS INC	43,081	178.31	7,681,773.11
FAIR ISAAC CORP	18,562	1,897.66	35,224,364.92
FORTINET INC	499,542	99.79	49,849,296.18
GARTNER INC	60,472	429.79	25,990,260.88
GEN DIGITAL INC	452,559	27.62	12,499,679.58
GODADDY INC - CLASS A	105,331	183.50	19,328,238.50
HUBSPOT INC	37,037	626.90	23,218,495.30
INTL BUSINESS MACHINES CORP	712,082	248.45	176,916,772.90
INTUIT INC	216,020	613.09	132,439,701.80
MANHATTAN ASSOCIATES INC	46,724	177.97	8,315,470.28
MICROSOFT CORP	5,438,239	393.08	2,137,662,986.12
MICROSTRATEGY INC-CL A	172,513	335.72	57,916,064.36
MONDAY.COM LTD	27,633	276.52	7,641,077.16
MONGODB INC	56,495	197.48	11,156,632.60
NUTANIX INC - A	191,863	74.97	14,383,969.11
OKTA INC	117,706	116.38	13,698,624.28
ORACLE CORP	1,292,517	154.87	200,172,107.79
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	1,620,113	96.75	156,745,932.75
PALO ALTO NETWORKS INC	507,049	184.79	93,697,584.71
PTC INC	89,578	161.45	14,462,368.10
ROPER TECHNOLOGIES INC	83,112	576.65	47,926,534.80
SALESFORCE INC	736,504	285.96	210,610,683.84
SAMSARA INC-CL A	198,122	42.08	8,336,973.76
SERVICENOW INC	158,540	849.73	134,716,194.20
SNOWFLAKE INC-CLASS A	228,463	163.17	37,278,307.71
SYNOPSYS INC	117,896	457.77	53,969,251.92
TWILIO INC - A	117,279	106.27	12,463,239.33
TYLER TECHNOLOGIES INC	34,062	574.39	19,564,872.18
VERISIGN INC	67,263	245.36	16,503,649.68
WIX.COM LTD	40,273	172.75	6,957,160.75
WORKDAY INC-CLASS A	165,879	249.91	41,454,820.89

ZOOM COMMUNICATIONS INC	191,654	78.20	14,987,342.80
ZSCALER INC	75,934	209.87	15,936,268.58
AMPHENOL CORP-CL A	937,254	69.30	64,951,702.20
APPLE INC	11,579,346	220.73	2,555,909,042.58
ARISTA NETWORKS INC	819,788	87.51	71,739,647.88
CDW CORP/DE	98,869	170.31	16,838,379.39
CISCO SYSTEMS INC	3,069,114	60.97	187,123,880.58
CORNING INC	618,172	49.89	30,840,601.08
DELL TECHNOLOGIES -C	257,014	99.81	25,652,567.34
F5 INC	45,043	274.31	12,355,745.33
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	1,033,264	16.48	17,028,190.72
HP INC	703,687	29.00	20,406,923.00
JABIL INC	82,279	149.97	12,339,381.63
JUNIPER NETWORKS INC	244,511	36.10	8,826,847.10
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	131,999	158.72	20,950,881.28
MOTOROLA SOLUTIONS INC	128,300	429.34	55,084,322.00
NETAPP INC	156,987	95.12	14,932,603.44
PURE STORAGE INC - CLASS A	247,761	52.88	13,101,601.68
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	157,676	88.79	14,000,052.04
SUPER MICRO COMPUTER INC	401,904	41.72	16,767,434.88
TE CONNECTIVITY PLC	229,798	148.98	34,235,306.04
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	35,885	507.70	18,218,814.50
TRIMBLE INC	196,036	72.07	14,128,314.52
WESTERN DIGITAL CORP	265,507	44.31	11,764,615.17
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	39,398	297.41	11,717,359.18
AT&T INC	5,534,691	26.96	149,215,269.36
T-MOBILE US INC	402,770	258.96	104,301,319.20
VERIZON COMMUNICATIONS INC	3,246,841	43.56	141,432,393.96
ALLIANT ENERGY CORP	191,984	62.98	12,091,152.32
AMEREN CORPORATION	212,732	98.81	21,020,048.92
AMERICAN ELECTRIC POWER	402,343	104.18	41,916,093.74
AMERICAN WATER WORKS CO INC	151,992	139.70	21,233,282.40
ATMOS ENERGY CORP	122,452	149.64	18,323,717.28
CENTERPOINT ENERGY INC	489,981	35.72	17,502,121.32
CMS ENERGY CORP	225,279	73.14	16,476,906.06
CONSOLIDATED EDISON INC	263,950	106.83	28,197,778.50

CONSTELLATION ENERGY	242,180	228.62	55,367,191.60
DOMINION ENERGY INC	647,711	54.33	35,190,138.63
DTE ENERGY COMPANY	164,428	136.15	22,386,872.20
DUKE ENERGY CORP	593,839	118.15	70,162,077.85
EDISON INTERNATIONAL	298,534	58.59	17,491,107.06
ENTERGY CORP	327,447	84.01	27,508,822.47
ESSENTIAL UTILITIES INC	207,393	38.15	7,912,042.95
EVERGY INC	171,244	67.51	11,560,682.44
EVERSOURCE ENERGY	293,102	60.86	17,838,187.72
EXELON CORP	773,227	43.58	33,697,232.66
FIRSTENERGY CORP	443,629	39.00	17,301,531.00
NEXTERA ENERGY INC	1,589,315	70.07	111,363,302.05
NISOURCE INC	375,173	39.84	14,946,892.32
NRG ENERGY INC	158,771	102.86	16,331,185.06
P G & E CORP	1,673,879	17.12	28,656,808.48
PPL CORP	547,428	34.78	19,039,545.84
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	382,491	83.33	31,872,975.03
SEMPRA	497,004	70.26	34,919,501.04
SOUTHERN CO/THE	850,482	88.88	75,590,840.16
VISTRA CORP	268,681	134.94	36,255,814.14
WEC ENERGY GROUP INC	241,030	105.78	25,496,153.40
XCEL ENERGY INC	435,262	68.86	29,972,141.32
ADVANCED MICRO DEVICES	1,250,340	113.85	142,351,209.00
ANALOG DEVICES INC	379,958	212.34	80,680,281.72
APPLIED MATERIALS INC	628,934	154.95	97,453,323.30
BROADCOM INC	3,429,183	191.25	655,831,248.75
ENTEGRIS INC	109,352	98.32	10,751,488.64
FIRST SOLAR INC	81,163	128.82	10,455,417.66
INTEL CORP	3,354,013	24.22	81,234,194.86
KLA CORP	102,673	727.73	74,718,222.29
LAM RESEARCH CORP	995,701	77.99	77,654,720.99
MARVELL TECHNOLOGY INC	659,818	72.76	48,008,357.68
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	426,767	53.89	22,998,473.63
MICRON TECHNOLOGY INC	866,836	96.94	84,031,081.84
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	36,667	627.93	23,024,309.31
NVIDIA CORP	18,857,735	121.41	2,289,517,606.35

	NXP SEMICONDUCTORS NV	197,840	211.12	41,767,980.80	
	ON SEMICONDUCTOR	314,990	45.68	14,388,743.20	
	QUALCOMM INC	855,596	160.08	136,963,807.68	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	117,347	69.02	8,099,289.94	
	TERADYNE INC	121,568	91.00	11,062,688.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	702,631	185.51	130,345,076.81	
	CBRE GROUP INC - A	231,591	133.87	31,003,087.17	
	COSTAR GROUP INC	326,652	80.14	26,177,891.28	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	857,200	4.33	3,711,676.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	118,842	73.65	8,752,713.30	
	アメリカドル 小計	282,665,476		38,260,903,620.00 (5,775,483,401,439)	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	433,800	28.33	12,289,554.00	
	CAMECO CORP	327,400	65.51	21,447,974.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	1,627,400	44.08	71,735,792.00	
	CENOVUS ENERGY INC	1,050,300	20.48	21,510,144.00	
	ENBRIDGE INC	1,675,300	63.38	106,180,514.00	
	IMPERIAL OIL LTD	140,400	104.43	14,661,972.00	
	KEYERA CORP	187,400	44.94	8,421,756.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	436,332	57.52	25,097,816.64	
	SUNCOR ENERGY INC	984,600	55.06	54,212,076.00	
	TC ENERGY CORP	786,100	70.56	55,467,216.00	
	TOURMALINE OIL CORP	269,400	69.00	18,588,600.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	385,640	149.19	57,533,631.60	
	BARRICK GOLD CORP	1,285,600	27.08	34,814,048.00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	131,600	72.06	9,483,096.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	563,900	22.84	12,879,476.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	152,400	223.10	34,000,440.00	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	517,600	14.95	7,738,120.00	
	KINROSS GOLD CORP	883,900	17.46	15,432,894.00	
	LUNDIN MINING CORP	662,400	12.87	8,525,088.00	
	NUTRIEN LTD	373,859	75.24	28,129,151.16	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	306,900	37.04	11,367,576.00	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	380,400	60.02	22,831,608.00	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	37,200	111.10	4,132,920.00	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	339,800	107.30	36,460,540.00	

CAE INC	280,900	36.30	10,196,670.00	
STANTEC INC	87,800	119.45	10,487,710.00	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	60,900	115.64	7,042,476.00	
WSP GLOBAL INC	104,000	249.74	25,972,960.00	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	288,500	28.75	8,294,375.00	
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	168,500	68.87	11,604,595.00	
RB GLOBAL INC	147,700	143.34	21,171,318.00	
THOMSON REUTERS CORP	123,332	245.71	30,303,905.72	
AIR CANADA	119,600	15.35	1,835,860.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	413,300	141.29	58,395,157.00	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	719,100	104.97	75,483,927.00	
TFI INTERNATIONAL INC	59,200	120.63	7,141,296.00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	205,200	53.65	11,008,980.00	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	96,300	65.20	6,278,760.00	
RESTAURANT BRANDS INTERN	231,610	96.07	22,250,772.70	
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	34,500	149.19	5,147,055.00	
DOLLARAMA INC	212,400	148.88	31,622,112.00	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	587,000	70.08	41,136,960.00	
EMPIRE CO LTD 'A'	86,800	46.38	4,025,784.00	
LOBLAW COMPANIES LTD	116,800	192.73	22,510,864.00	
METRO INC/CN	155,400	96.00	14,918,400.00	
WESTON (GEORGE) LTD	51,311	236.66	12,143,261.26	
SAPUTO INC	209,200	25.58	5,351,336.00	
BANK OF MONTREAL	559,400	139.49	78,030,706.00	
BANK OF NOVA SCOTIA	963,100	69.20	66,646,520.00	
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	712,200	82.46	58,728,012.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	299,400	119.87	35,889,078.00	
ROYAL BANK OF CANADA	1,090,200	166.00	180,973,200.00	
TORONTO-DOMINION BANK	1,335,300	86.69	115,757,157.00	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	274,088	73.66	20,189,322.08	
BROOKFIELD CORP	1,065,950	79.30	84,529,835.00	
IGM FINANCIAL INC	52,000	45.14	2,347,280.00	
ONEX CORPORATION	41,700	99.90	4,165,830.00	
TMX GROUP LTD	215,600	52.17	11,247,852.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	15,100	2,026.58	30,601,358.00	
GREAT-WEST LIFECO INC	211,000	53.48	11,284,280.00	

	IA FINANCIAL CORP INC	72,100	136.45	9,838,045.00	
	INTACT FINANCIAL CORP	134,200	283.66	38,067,172.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	1,316,900	44.92	59,155,148.00	
	POWER CORP OF CANADA	439,900	50.20	22,082,980.00	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	437,100	82.19	35,925,249.00	
	CGI INC	162,200	143.34	23,249,748.00	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	15,700	4,729.54	74,253,778.00	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	66,500	147.30	9,795,450.00	
	OPEN TEXT CORP	214,900	38.56	8,286,544.00	
	SHOPIFY INC - CLASS A	939,300	156.55	147,047,415.00	
	CELESTICA INC	88,800	143.10	12,707,280.00	
	BCE INC	45,200	32.26	1,458,152.00	
	QUEBECOR INC -CL B	98,000	35.25	3,454,500.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	259,900	38.82	10,089,318.00	
	TELUS CORP	531,200	19.76	10,496,512.00	
	ALTAGAS LTD	243,100	38.52	9,364,212.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	94,950	41.68	3,957,516.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	83,300	35.98	2,997,134.00	
	EMERA INC	227,500	58.94	13,408,850.00	
	FORTIS INC	373,900	64.36	24,064,204.00	
	HYDRO ONE LTD	279,100	48.75	13,606,125.00	
	FIRSTSERVICE CORP	30,500	248.68	7,584,740.00	
	カナダドル 小計	31,488,272		2,378,547,040.16 (250,698,858,032)	
オーストラリア ドル	SANTOS LTD	2,555,922	6.46	16,511,256.12	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	1,434,106	23.06	33,070,484.36	
	BHP GROUP LTD	3,884,527	39.32	152,739,601.64	
	BLUESCOPE STEEL LTD	286,754	22.74	6,520,785.96	
	FORTESCUE LTD	1,305,505	16.30	21,279,731.50	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	308,515	40.00	12,340,600.00	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	845,640	17.97	15,196,150.80	
	RIO TINTO LTD	282,489	119.10	33,644,439.90	
	SOUTH32 LTD	3,261,040	3.49	11,381,029.60	
	REECE LTD	184,165	15.49	2,852,715.85	
	SGH LTD	172,685	49.34	8,520,277.90	
	BRAMBLES LTD	1,064,800	20.34	21,658,032.00	

	COMPUTERSHARE LTD	390,106	39.64	15,463,801.84	
	QANTAS AIRWAYS LTD	525,776	9.26	4,868,685.76	
	TRANSURBAN GROUP	2,467,911	12.94	31,934,768.34	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	428,558	66.89	28,666,244.62	
	LOTTERY CORP LTD/THE	1,978,080	4.82	9,534,345.60	
	CAR GROUP LTD	299,303	33.30	9,966,789.90	
	REA GROUP LTD	39,415	230.40	9,081,216.00	
	WESFARMERS LTD	863,848	72.03	62,222,971.44	
	COLES GROUP LTD	969,412	19.06	18,476,992.72	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	911,346	29.43	26,820,912.78	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	604,394	9.86	5,959,324.84	
	COCHLEAR LTD	50,898	266.04	13,540,903.92	
	PRO MEDICUS LTD	45,068	229.90	10,361,133.20	
	SONIC HEALTHCARE LTD	377,058	25.66	9,675,308.28	
	CSL LTD	373,149	253.33	94,529,836.17	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	2,299,199	29.53	67,895,346.47	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	1,292,128	147.63	190,756,856.64	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	2,383,815	33.91	80,835,166.65	
	WESTPAC BANKING CORP	2,664,902	31.27	83,331,485.54	
	ASX LTD	140,304	65.39	9,174,478.56	
	MACQUARIE GROUP LTD	276,395	199.47	55,132,510.65	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	186,423	34.38	6,409,222.74	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	1,748,852	7.66	13,396,206.32	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	2,163,082	4.42	9,560,822.44	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	1,198,133	21.90	26,239,112.70	
	SUNCORP GROUP LTD	790,416	19.03	15,041,616.48	
	WISETECH GLOBAL LTD	133,315	82.06	10,939,828.90	
	XERO LTD	113,208	158.00	17,886,864.00	
	TELSTRA GROUP LTD	3,205,383	4.15	13,302,339.45	
	APA GROUP	818,490	7.89	6,457,886.10	
	ORIGIN ENERGY LTD	1,430,418	10.63	15,205,343.34	
	オーストラリアドル 小計	46,754,933		1,308,383,428.02 (124,113,251,981)	
イギリスポンド	BP PLC	12,323,758	4.40	54,323,125.26	
	SHELL PLC	4,690,105	27.25	127,805,361.25	
	ANGLO AMERICAN PLC	985,889	23.05	22,729,670.89	

ANTOFAGASTA PLC	314,908	18.67	5,879,332.36
CRODA INTERNATIONAL PLC	115,367	28.93	3,337,567.31
GLENCORE PLC	8,087,184	3.02	24,496,080.33
MONDI PLC	364,494	12.12	4,417,667.28
RIO TINTO PLC	872,675	48.27	42,128,385.62
ASHTED GROUP PLC	326,084	44.28	14,438,999.52
BAE SYSTEMS PLC	2,297,505	15.84	36,392,479.20
BUNZL PLC	246,058	30.08	7,401,424.64
DCC PLC	83,953	51.70	4,340,370.10
MELROSE INDUSTRIES PLC	1,033,537	5.21	5,384,727.77
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	6,563,360	7.90	51,850,544.00
SMITHS GROUP PLC	230,918	19.97	4,611,432.46
SPIRAX GROUP PLC	57,224	67.15	3,842,591.60
EXPERIAN PLC	716,628	36.23	25,963,432.44
INTERTEK GROUP PLC	128,267	49.42	6,338,955.14
RELX PLC	1,418,102	38.60	54,738,737.20
RENTOKIL INITIAL PLC	1,974,458	3.47	6,855,318.17
BARRATT REDROW PLC	1,085,037	4.22	4,588,621.47
COMPASS GROUP PLC	1,303,601	24.36	31,755,720.36
ENTAIN PLC	406,322	6.59	2,678,474.62
INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	121,480	84.42	10,255,341.60
PEARSON PLC	473,147	11.93	5,647,009.44
WHITBREAD PLC	141,301	25.44	3,594,697.44
AUTO TRADER GROUP PLC	685,337	7.46	5,112,614.02
INFORMA PLC	1,019,793	7.85	8,005,375.05
WPP PLC	803,468	6.17	4,957,397.56
JD SPORTS FASHION PLC	1,652,975	0.73	1,218,903.76
KINGFISHER PLC	1,668,703	2.79	4,667,362.29
NEXT PLC	85,437	97.88	8,362,573.56
MARKS & SPENCER GROUP PLC	1,619,669	3.33	5,401,596.11
SAINSBURY (J) PLC	1,367,234	2.36	3,226,672.24
TESCO PLC	5,061,686	3.25	16,490,972.98
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	255,801	19.20	4,912,658.20
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	1,539,340	31.52	48,519,996.80
COCA-COLA HBC AG-DI	175,618	34.60	6,076,382.80
DIAGEO PLC	1,739,506	20.51	35,685,965.59

	IMPERIAL BRANDS PLC	591,920	27.29	16,153,496.80	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	538,715	51.30	27,636,079.50	
	UNILEVER PLC	1,916,976	44.99	86,244,750.24	
	SMITH & NEPHEW PLC	611,711	10.80	6,606,478.80	
	ASTRAZENECA PLC	1,194,320	114.52	136,773,526.40	
	GSK PLC	3,214,824	14.85	47,740,136.40	
	HALEON PLC	6,613,988	3.85	25,496,923.74	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	106,917	19.86	2,123,371.62	
	BARCLAYS PLC	11,285,162	3.03	34,261,751.83	
	HSBC HOLDINGS PLC	13,800,461	8.86	122,354,887.22	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	46,063,680	0.72	33,331,678.84	
	NATWEST GROUP PLC	5,844,818	4.62	27,043,972.88	
	STANDARD CHARTERED PLC	1,543,292	11.78	18,179,979.76	
	3I GROUP PLC	760,364	37.39	28,430,009.96	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	246,922	11.08	2,737,130.37	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	363,893	112.20	40,828,794.60	
	M&G PLC	2,032,546	2.17	4,428,917.73	
	SCHRODERS PLC	733,119	3.77	2,763,858.63	
	WISE PLC - A	533,683	9.64	5,144,704.12	
	ADMIRAL GROUP PLC	206,915	29.25	6,052,263.75	
	AVIVA PLC	2,160,672	5.57	12,047,907.07	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	4,647,361	2.43	11,307,029.31	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	427,896	5.75	2,462,541.48	
	PRUDENTIAL PLC	2,075,403	8.19	17,001,701.37	
	SAGE GROUP PLC/THE	737,952	12.00	8,859,113.76	
	HALMA PLC	272,950	26.45	7,219,527.50	
	BT GROUP PLC	4,731,868	1.64	7,762,629.45	
	VODAFONE GROUP PLC	15,286,056	0.72	11,005,960.32	
	CENTRICA PLC	4,039,909	1.47	5,964,925.63	
	NATIONAL GRID PLC	3,807,905	9.67	36,830,057.16	
	SEVERN TRENT PLC	215,594	24.30	5,238,934.20	
	SSE PLC	820,434	15.37	12,614,172.75	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	533,864	9.72	5,189,158.08	
	イギリスポンド 小計	201,998,019		1,536,270,909.70 (299,542,101,973)	
スイスフラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	7,009	616.50	4,321,048.50	

GIVAUDAN-REG	7,256	3,841.00	27,870,296.00
HOLCIM LTD	408,291	100.70	41,114,903.70
SIG GROUP AG	233,400	17.62	4,112,508.00
SIKA AG-REG	116,080	227.00	26,350,160.00
ABB LTD-REG	1,219,261	50.00	60,963,050.00
GEBERIT AG-REG	25,435	562.20	14,299,557.00
SCHINDLER HOLDING AG-REG	20,918	276.50	5,783,827.00
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	29,737	286.40	8,516,676.80
VAT GROUP AG	21,711	345.70	7,505,492.70
SGS SA-REG	118,046	88.14	10,404,574.44
KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	35,452	212.70	7,540,640.40
CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	417,136	162.10	67,617,745.60
SWATCH GROUP AG/THE-BR	19,981	158.35	3,163,991.35
AVOLTA AG	58,100	39.68	2,305,408.00
BARRY CALLEBAUT AG-REG	2,414	1,192.00	2,877,488.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	688	11,770.00	8,097,760.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	90	113,800.00	10,242,000.00
NESTLE SA-REG	2,017,216	89.60	180,742,553.60
ALCON INC	393,569	81.76	32,178,201.44
SONOVA HOLDING AG-REG	39,380	268.30	10,565,654.00
STRAUMANN HOLDING AG-REG	82,327	113.30	9,327,649.10
GALDERMA GROUP AG	62,126	95.14	5,910,667.64
LONZA GROUP AG-REG	54,642	568.20	31,047,584.40
NOVARTIS AG-REG	1,516,769	98.12	148,825,374.28
ROCHE HOLDING AG-BR	33,575	322.40	10,824,580.00
ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	531,663	304.20	161,731,884.60
SANDOZ GROUP AG	313,059	38.28	11,983,898.52
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	19,121	95.65	1,828,923.65
JULIUS BAER GROUP LTD	150,230	62.36	9,368,342.80
PARTNERS GROUP HOLDING AG	17,067	1,345.50	22,963,648.50
UBS GROUP AG-REG	2,511,857	29.09	73,069,920.13
BALOISE HOLDING AG - REG	34,432	181.20	6,239,078.40
HELVETIA HOLDING AG-REG	30,472	180.90	5,512,384.80
SWISS LIFE HOLDING AG-REG	21,543	792.00	17,062,056.00
SWISS RE AG	228,536	150.30	34,348,960.80
ZURICH INSURANCE GROUP AG	112,789	611.60	68,981,752.40

	TEMENOS AG - REG	53,747	70.30	3,778,414.10	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	117,938	80.88	9,538,825.44	
	SWISSCOM AG-REG	21,332	526.50	11,231,298.00	
	BKW AG	14,142	148.70	2,102,915.40	
	SWISS PRIME SITE-REG	61,187	104.40	6,387,922.80	
	スイスフラン 小計	11,179,724		1,188,639,618.29 (203,245,488,331)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	2,001,368	45.05	90,161,628.40	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	261,500	69.50	18,174,250.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	1,040,000	95.10	98,904,000.00	
	MTR CORP	1,501,000	26.15	39,251,150.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	866,000	19.92	17,250,720.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	1,626,000	32.45	52,763,700.00	
	SANDS CHINA LTD	1,861,600	16.92	31,498,272.00	
	WH GROUP LTD	7,163,500	6.74	48,281,990.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	3,118,000	29.80	92,916,400.00	
	HANG SENG BANK LTD	544,700	104.90	57,139,030.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	924,400	360.20	332,968,880.00	
	AIA GROUP LTD	8,361,400	60.15	502,938,210.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	2,796,000	10.22	28,575,120.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	402,500	47.35	19,058,375.00	
	CLP HOLDINGS LTD	1,366,500	63.85	87,251,025.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	8,208,348	6.67	54,749,681.16	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	1,044,000	47.95	50,059,800.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	1,540,868	31.95	49,230,732.60	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	965,641	22.30	21,533,794.30	
	SINO LAND CO	2,619,400	7.84	20,536,096.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	1,061,500	74.20	78,763,300.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	682,000	18.24	12,439,680.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	1,110,000	19.44	21,578,400.00	
	香港ドル 小計	51,066,225		1,826,024,234.46 (35,461,390,633)	
シンガポールドル	KEPPEL LTD	1,297,400	6.87	8,913,138.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	1,353,900	6.60	8,935,740.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	1,762,900	2.40	4,230,960.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	1,267,840	6.80	8,621,312.00	

	GENTING SINGAPORE LTD	3,983,000	0.76	3,027,080.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	1,300,300	3.31	4,303,993.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	1,504,630	45.49	68,445,618.70	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	2,658,800	17.06	45,359,128.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	994,300	37.84	37,624,312.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	700,700	13.08	9,165,156.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	5,786,460	3.41	19,731,828.60	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	577,100	6.31	3,641,501.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	2,059,400	2.70	5,560,380.00	
	シンガポールドル 小計	25,246,730		227,560,147.30 (25,655,131,006)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	1,151,470	7.90	9,096,613.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	429,285	32.60	13,994,691.00	
	INFRATIL LTD	656,538	10.82	7,103,741.16	
	CONTACT ENERGY LTD	682,809	8.60	5,872,157.40	
	MERIDIAN ENERGY LTD	965,945	5.44	5,254,740.80	
	ニュージーランドドル 小計	3,886,047		41,321,943.36 (3,569,802,686)	
スウェーデンクローネ	BOLIDEN AB	218,968	356.90	78,149,679.20	
	HOLMEN AB-B SHARES	48,263	403.00	19,449,989.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	495,579	135.30	67,051,838.70	
	ADDTECH AB-B SHARES	207,600	306.00	63,525,600.00	
	ALFA LAVAL AB	205,435	452.40	92,938,794.00	
	ASSA ABLOY AB-B	738,173	305.40	225,438,034.20	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	2,058,664	167.55	344,929,153.20	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	1,169,315	149.20	174,461,798.00	
	BEIJER REF AB	307,861	153.00	47,102,733.00	
	EPIROC AB-A	479,030	214.50	102,751,935.00	
	EPIROC AB-B	358,207	187.00	66,984,709.00	
	INDUTRADE AB	197,157	292.00	57,569,844.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	92,910	284.40	26,423,604.00	
	LIFCO AB-B SHS	189,558	373.00	70,705,134.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	1,244,193	43.00	53,500,299.00	
	SAAB AB-B	250,847	397.10	99,611,343.70	
	SANDVIK AB	818,956	229.50	187,950,402.00	
	SKANSKA AB-B SHS	267,820	244.10	65,374,862.00	

	SKF AB-B SHARES	274,725	218.70	60,082,357.50	
	TRELLEBORG AB-B SHS	181,976	399.40	72,681,214.40	
	VOLVO AB-B SHS	1,221,254	309.70	378,222,363.80	
	SECURITAS AB-B SHS	427,881	145.25	62,149,715.25	
	EVOLUTION AB	122,946	801.40	98,528,924.40	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	492,258	134.90	66,405,604.20	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	473,202	291.10	137,749,102.20	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	143,001	288.80	41,298,688.80	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	1,182,118	171.40	202,615,025.20	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	1,122,550	131.95	148,120,472.50	
	SWEDBANK AB - A SHARES	653,224	258.60	168,923,726.40	
	EQT AB	294,268	330.80	97,343,854.40	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	106,092	382.40	40,569,580.80	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	108,441	382.70	41,500,370.70	
	INVESTOR AB-B SHS	1,338,691	310.00	414,994,210.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	47,380	511.50	24,234,870.00	
	ERICSSON LM-B SHS	2,089,145	83.80	175,070,351.00	
	HEXAGON AB-B SHS	1,568,533	113.75	178,420,628.75	
	TELE2 AB-B SHS	367,709	131.85	48,482,431.65	
	TELIA CO AB	2,005,282	35.29	70,766,401.78	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	681,238	62.44	42,536,500.72	
	SAGAX AB-B	148,340	202.80	30,083,352.00	
	スウェーデンクローネ 小計	24,398,790		4,444,699,498.45 (66,492,704,496)	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	280,226	241.90	67,786,669.40	
	EQUINOR ASA	665,023	268.60	178,625,177.80	
	NORSK HYDRO ASA	1,071,446	66.72	71,486,877.12	
	YARA INTERNATIONAL ASA	106,367	333.20	35,441,484.40	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	69,179	1,562.00	108,057,598.00	
	MOWI ASA	366,241	206.10	75,482,270.10	
	ORKLA ASA	606,273	111.40	67,538,812.20	
	SALMAR ASA	40,591	531.00	21,553,821.00	
	DNB BANK ASA	693,171	272.70	189,027,731.70	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	177,524	234.00	41,540,616.00	
	TELENOR ASA	420,332	148.50	62,419,302.00	
	ノルウェークローネ 小計	4,496,373		918,960,359.72	

				(13, 177, 891, 558)
デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	266, 129	397. 60	105, 812, 890. 40
	ROCKWOOL A/S-B SHS	6, 061	3, 134. 00	18, 995, 174. 00
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	826, 542	104. 00	85, 960, 368. 00
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	2, 367	11, 820. 00	27, 977, 940. 00
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	3, 734	12, 000. 00	44, 808, 000. 00
	DSV A/S	155, 581	1, 395. 00	217, 035, 495. 00
	PANDORA A/S	59, 647	1, 133. 00	67, 580, 051. 00
	CARLSBERG AS-B	68, 139	878. 80	59, 880, 553. 20
	COLOPLAST-B	97, 406	725. 20	70, 638, 831. 20
	DEMANT A/S	60, 610	252. 00	15, 273, 720. 00
	GENMAB A/S	50, 556	1, 325. 00	66, 986, 700. 00
	NOVO NORDISK A/S-B	2, 480, 313	521. 70	1, 293, 979, 292. 10
	ZEALAND PHARMA A/S	56, 677	560. 00	31, 739, 120. 00
	DANSKE BANK A/S	536, 047	231. 60	124, 148, 485. 20
	TRYG A/S	251, 127	160. 80	40, 381, 221. 60
ORSTED A/S	112, 978	317. 30	35, 847, 919. 40	
	デンマーククローネ 小計	5, 033, 914		2, 307, 045, 761. 10 (50, 432, 020, 337)
イスラエルシェケル	ICL GROUP LTD	547, 223	21. 59	11, 814, 544. 57
	ELBIT SYSTEMS LTD	21, 613	1, 471. 10	31, 794, 884. 30
	BANK HAPOLIM BM	911, 692	49. 85	45, 447, 846. 20
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	1, 147, 607	50. 09	57, 483, 634. 63
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	959, 946	26. 30	25, 246, 579. 80
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	107, 140	168. 00	17, 999, 520. 00
	NICE LTD	44, 555	582. 00	25, 931, 010. 00
	NOVA LTD	23, 300	744. 70	17, 351, 510. 00
	AZRIELI GROUP LTD	35, 446	263. 20	9, 329, 387. 20
	イスラエルシェケル 小計	3, 798, 522		242, 398, 916. 70 (9, 945, 603, 312)
ユーロ	ENI SPA	1, 622, 844	14. 06	22, 820, 432. 32
	GALP ENERGIA SGPS SA	353, 031	15. 41	5, 441, 972. 86
	NESTE OYJ	269, 951	9. 14	2, 467, 352. 14
	OMV AG	100, 803	45. 80	4, 616, 777. 40
	REPSOL SA	895, 758	11. 96	10, 713, 265. 68
	TENARIS SA	301, 249	18. 32	5, 520, 387. 92

TOTALENERGIES SE	1, 649, 277	57.96	95, 592, 094.92
AIR LIQUIDE SA	446, 954	177.34	79, 262, 822.36
AKZO NOBEL N. V.	133, 049	59.46	7, 911, 093.54
ARCELORMITTAL	380, 556	29.50	11, 226, 402.00
ARKEMA	35, 633	75.60	2, 693, 854.80
BASF SE	678, 390	50.02	33, 933, 067.80
COVESTRO AG	122, 590	58.22	7, 137, 189.80
DSM-FIRMENICH AG	141, 056	91.62	12, 923, 550.72
EVONIK INDUSTRIES AG	178, 402	20.86	3, 721, 465.72
HEIDELBERG MATERIALS AG	109, 428	176.90	19, 357, 813.20
STORA ENSO OYJ-R SHS	415, 010	9.13	3, 789, 871.32
SYENSCO SA	62, 266	66.50	4, 140, 689.00
SYMRISE AG	101, 289	90.00	9, 116, 010.00
UPM-KYMMENE OYJ	399, 118	26.25	10, 476, 847.50
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	141, 972	54.15	7, 687, 783.80
AIRBUS SE	457, 847	167.22	76, 561, 175.34
ALSTOM	284, 283	22.11	6, 285, 497.13
BOUYGUES SA	157, 479	36.04	5, 675, 543.16
BRENTAG SE	106, 457	63.24	6, 732, 340.68
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	345, 387	99.70	34, 435, 083.90
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	377, 644	38.23	14, 437, 330.12
DASSAULT AVIATION SA	14, 358	310.60	4, 459, 594.80
EIFFAGE	59, 804	110.20	6, 590, 400.80
FERROVIAL SE	348, 707	40.98	14, 290, 012.86
GEA GROUP AG	127, 401	57.50	7, 325, 557.50
IMCD NV	42, 081	128.25	5, 396, 888.25
KINGSPAN GROUP PLC	113, 748	79.45	9, 037, 278.60
KNORR-BREMSE AG	64, 312	88.30	5, 678, 749.60
KONE OYJ-B	263, 344	52.90	13, 930, 897.60
LEGRAND SA	194, 066	104.70	20, 318, 710.20
LEONARDO SPA	303, 998	44.81	13, 622, 150.38
METSO CORP	546, 305	10.86	5, 932, 872.30
MTU AERO ENGINES AG	41, 358	341.50	14, 123, 757.00
PRYSMIAN SPA	214, 488	57.50	12, 333, 060.00
RATIONAL AG	3, 372	822.50	2, 773, 470.00
REXEL SA	199, 886	26.51	5, 298, 977.86

RHEINMETALL AG	33,716	1,319.50	44,488,262.00
SAFRAN SA	279,596	251.00	70,178,596.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	417,630	232.00	96,890,160.00
SIEMENS AG-REG	584,760	225.35	131,775,666.00
SIEMENS ENERGY AG	480,892	60.58	29,132,437.36
THALES SA	72,558	244.70	17,754,942.60
VINCI SA	375,208	118.40	44,424,627.20
WARTSILA OYJ ABP	372,404	18.73	6,976,988.94
BUREAU VERITAS SA	239,629	28.30	6,781,500.70
RANDSTAD NV	72,013	40.15	2,891,321.95
TELEPERFORMANCE	34,658	92.46	3,204,478.68
WOLTERS KLUWER	187,666	143.00	26,836,238.00
ADP	24,689	97.90	2,417,053.10
AENA SME SA	54,308	216.40	11,752,251.20
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	502,506	7.34	3,690,404.06
DHL GROUP	752,447	41.06	30,895,473.82
GETLINK SE	193,110	15.95	3,081,070.05
INPOST SA	141,398	14.16	2,002,195.68
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	222,224	79.44	17,653,474.56
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	40,076	74.30	2,977,646.80
CONTINENTAL AG	85,667	70.50	6,039,523.50
DR ING HC F PORSCHE AG	87,920	51.70	4,545,464.00
FERRARI NV	97,342	402.80	39,209,357.60
MERCEDES-BENZ GROUP AG	542,497	58.65	31,817,449.05
MICHELIN (CGDE)	509,182	33.98	17,302,004.36
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	106,144	37.49	3,979,338.56
RENAULT SA	144,069	49.22	7,091,076.18
STELLANTIS NV	1,625,650	11.31	18,395,855.40
VOLKSWAGEN AG-PREF	161,973	101.40	16,424,062.20
ADIDAS AG	130,377	222.10	28,956,731.70
HERMES INTERNATIONAL	24,679	2,498.00	61,648,142.00
KERING	56,530	202.40	11,441,672.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	212,067	596.30	126,455,552.10
MONCLER SPA	185,153	60.04	11,116,586.12
PUMA SE	70,653	23.84	1,684,367.52
ACCOR SA	163,196	44.10	7,196,943.60

AMADEUS IT GROUP SA	342,183	73.30	25,082,013.90
DELIVERY HERO SE	169,824	23.96	4,068,983.04
FDJ UNITED	68,879	29.20	2,011,266.80
SODEXO SA	77,730	61.35	4,768,735.50
BOLLORE SE	572,382	5.58	3,196,753.47
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	42,374	99.80	4,228,925.20
PUBLICIS GROUPE	169,753	91.62	15,552,769.86
SCOUT24 SE	64,393	97.55	6,281,537.15
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	618,597	25.61	15,842,269.17
D' IETEREN GROUP	13,308	164.90	2,194,489.20
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	847,106	47.00	39,813,982.00
PROSUS NV	1,056,806	43.54	46,013,333.24
ZALANDO SE	185,117	31.57	5,844,143.69
CARREFOUR SA	396,523	12.87	5,103,251.01
JERONIMO MARTINS	227,989	19.29	4,397,907.81
KESKO OYJ-B SHS	185,623	18.85	3,499,921.66
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	723,260	33.98	24,576,374.80
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	695,474	57.04	39,669,836.96
DANONE	500,871	70.70	35,411,579.70
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	629,249	5.72	3,600,562.77
HEINEKEN HOLDING NV	95,650	66.40	6,351,160.00
HEINEKEN NV	216,399	75.60	16,359,764.40
JDE PEET' S NV	165,059	19.65	3,243,409.35
KERRY GROUP PLC-A	111,756	94.40	10,549,766.40
LOTUS BAKERIES	279	8,420.00	2,349,180.00
PERNOD RICARD SA	162,864	94.18	15,338,531.52
BEIERSDORF AG	78,158	121.90	9,527,460.20
HENKEL AG & CO KGAA	98,318	66.75	6,562,726.50
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	122,179	73.16	8,938,615.64
L' OREAL	187,777	349.20	65,571,728.40
AMPLIFON SPA	80,292	19.46	1,562,883.78
BIOMERIEUX	39,327	116.80	4,593,393.60
DIASORIN SPA	14,591	95.58	1,394,607.78
ESSILORLUXOTTICA	226,658	270.50	61,310,989.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	151,190	45.00	6,803,550.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	305,660	39.31	12,015,494.60

KONINKLIJKE PHILIPS NV	592,890	23.62	14,004,061.80
SIEMENS HEALTHINEERS AG	205,285	51.62	10,596,811.70
ARGENX SE	46,928	565.00	26,514,320.00
BAYER AG-REG	784,898	22.41	17,589,564.18
EUROFINS SCIENTIFIC	110,063	50.58	5,566,986.54
GRIFOLS SA	191,564	9.18	1,759,706.90
IPSEN	31,371	109.10	3,422,576.10
MERCK KGAA	98,265	130.40	12,813,756.00
ORION OYJ-CLASS B	71,061	56.86	4,040,528.46
QIAGEN N. V.	167,334	36.89	6,172,951.26
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	95,332	53.30	5,081,195.60
SANOFI	878,294	103.88	91,237,180.72
SARTORIUS AG-VORZUG	21,107	233.10	4,920,041.70
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	23,691	194.90	4,617,375.90
UCB SA	93,695	179.45	16,813,567.75
ABN AMRO BANK NV-CVA	362,613	19.79	7,176,111.27
AIB GROUP PLC	1,616,490	6.56	10,612,256.85
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	4,479,312	13.13	58,835,763.12
BANCO BPM SPA	1,045,438	10.05	10,511,879.09
BANCO DE SABADELL SA	4,093,335	2.76	11,297,604.60
BANCO SANTANDER SA	11,739,534	6.50	76,330,450.06
BANK OF IRELAND GROUP PLC	765,460	11.40	8,726,244.00
BNP PARIBAS	776,490	79.43	61,676,600.70
BPER BANCA SPA	684,656	7.67	5,252,680.83
CAIXABANK SA	2,922,750	7.30	21,341,920.50
COMMERZBANK AG	720,228	23.29	16,774,110.12
CREDIT AGRICOLE SA	860,892	16.85	14,506,030.20
ERSTE GROUP BANK AG	233,190	68.54	15,982,842.60
FINECOBANK SPA	511,449	18.76	9,597,340.48
ING GROEP NV	2,408,676	18.30	44,083,588.15
INTESA SANPAOLO	11,818,000	4.83	57,122,303.00
KBC GROUP NV	180,990	87.64	15,861,963.60
MEDIOBANCA SPA	414,148	17.90	7,415,319.94
NORDEA BANK ABP	2,450,112	11.94	29,254,337.28
SOCIETE GENERALE SA	546,822	42.86	23,436,790.92
UNICREDIT SPA	1,062,853	53.52	56,883,892.56

ADYEN NV	17, 116	1, 507. 00	25, 793, 812. 00
AMUNDI SA	42, 569	74. 95	3, 190, 546. 55
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	208, 300	19. 00	3, 958, 741. 50
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	1, 430, 318	22. 86	32, 697, 069. 48
DEUTSCHE BOERSE AG	142, 136	263. 10	37, 395, 981. 60
EDENRED	198, 984	31. 18	6, 204, 321. 12
EURAZEO SE	30, 125	71. 30	2, 147, 912. 50
EURONEXT NV	61, 229	127. 40	7, 800, 574. 60
EXOR NV	73, 720	91. 05	6, 712, 206. 00
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	73, 820	70. 55	5, 208, 001. 00
NEXI SPA	338, 814	5. 12	1, 736, 760. 56
SOFINA	9, 693	239. 60	2, 322, 442. 80
AEGON LTD	1, 034, 629	6. 17	6, 383, 660. 93
AGEAS	98, 435	55. 95	5, 507, 438. 25
ALLIANZ SE-REG	295, 400	351. 80	103, 921, 720. 00
ASR NEDERLAND NV	118, 778	52. 98	6, 292, 858. 44
AXA SA	1, 357, 065	39. 58	53, 712, 632. 70
GENERALI	721, 374	32. 33	23, 322, 021. 42
HANNOVER RUECK SE	45, 509	273. 50	12, 446, 711. 50
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	101, 719	574. 60	58, 447, 737. 40
NN GROUP NV	199, 100	51. 18	10, 189, 938. 00
POSTE ITALIANE SPA	334, 918	16. 35	5, 475, 909. 30
SAMPO OYJ-A SHS	1, 795, 100	8. 70	15, 620, 960. 20
TALANX AG	57, 250	96. 45	5, 521, 762. 50
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	256, 728	15. 37	3, 945, 909. 36
CAPGEMINI SE	119, 898	146. 45	17, 559, 062. 10
DASSAULT SYSTEMES SE	515, 713	38. 35	19, 777, 593. 55
NEMETSCHEK SE	49, 830	113. 50	5, 655, 705. 00
SAP SE	803, 960	255. 35	205, 291, 186. 00
NOKIA OYJ	4, 277, 042	4. 94	21, 158, 526. 77
CELLNEX TELECOM SA	405, 529	32. 52	13, 187, 803. 08
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	2, 667, 873	33. 30	88, 840, 170. 90
ELISA OYJ	115, 022	45. 30	5, 210, 496. 60
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	216, 718	9. 43	2, 044, 734. 33
KONINKLIJKE KPN NV	2, 801, 463	3. 78	10, 597, 934. 52
ORANGE	1, 462, 587	11. 68	17, 083, 016. 16

	TELECOM ITALIA SPA	6,768,851	0.29	2,013,056.28	
	TELEFONICA SA	3,150,018	4.25	13,403,326.59	
	ACCIONA SA	21,292	121.50	2,586,978.00	
	E.ON SE	1,723,816	13.10	22,581,989.60	
	EDP RENOVAVEIS SA	208,837	7.98	1,666,519.26	
	EDP SA	2,366,513	3.09	7,326,724.24	
	ENDESA SA	247,833	23.30	5,774,508.90	
	ENEL SPA	6,351,689	7.20	45,782,974.31	
	ENGIE	1,386,316	17.53	24,309,051.06	
	FORTUM OYJ	365,131	15.39	5,619,366.09	
	IBERDROLA SA	4,416,939	14.24	62,897,211.36	
	REDEIA CORP SA	363,474	17.82	6,477,106.68	
	RWE AG	474,049	32.58	15,444,516.42	
	SNAM SPA	1,573,661	4.62	7,282,903.10	
	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	1,041,496	8.05	8,386,125.79	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	534,685	31.50	16,842,577.50	
	VERBUND AG	63,765	66.15	4,218,054.75	
	ASM INTERNATIONAL NV	35,850	459.10	16,458,735.00	
	ASML HOLDING NV	303,796	674.60	204,940,781.60	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	56,655	105.90	5,999,764.50	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	985,599	34.35	33,855,325.65	
	STMICROELECTRONICS NV	517,770	22.43	11,616,169.95	
	LEG IMMOBILIEN SE	63,810	64.64	4,124,678.40	
	VONOVIA SE	554,176	24.48	13,566,228.48	
	ユーロ 小計	140,892,837		4,301,900,092.28 (701,510,848,048)	
	合 計	832,905,862		7,559,328,493,832 (7,559,328,493,832)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
アメリカ ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	120,813	11,785,308.15	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	239,438	8,880,755.42	

		AMERICAN TOWER CORP	363,689	77,393,019.20	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	109,249	23,418,615.64	
		BXP INC	128,888	8,955,138.24	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	80,633	9,807,391.79	
		CROWN CASTLE INC	328,592	34,275,431.52	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	253,845	39,470,359.05	
		EQUINIX INC	75,083	64,003,752.52	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	130,137	8,836,302.30	
		EQUITY RESIDENTIAL	273,276	19,500,975.36	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	50,072	15,282,975.84	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	159,925	23,347,450.75	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	203,613	10,408,696.56	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	555,526	11,360,506.70	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	518,946	7,794,568.92	
		INVITATION HOMES INC	468,968	16,057,464.32	
		IRON MOUNTAIN INC	223,025	20,092,322.25	
		KIMCO REALTY CORP	504,629	10,763,736.57	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	91,189	14,928,551.19	
		PROLOGIS INC	716,624	79,014,962.24	
		PUBLIC STORAGE	120,136	35,431,710.48	
		REALTY INCOME CORP	665,513	37,455,071.64	
		REGENCY CENTERS CORP	123,162	8,921,855.28	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	79,582	17,403,787.58	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	251,880	41,842,305.60	
		SUN COMMUNITIES INC	102,125	13,313,015.00	
		UDR INC	228,457	10,122,929.67	
		VENTAS INC	319,231	21,774,746.51	
		VICI PROPERTIES INC	799,237	25,551,606.89	
		WELLTOWER INC	483,032	72,377,514.88	
		WEYERHAEUSER CO	545,410	16,122,319.60	
		WP CAREY INC	174,785	10,733,546.85	
		アメリカドル合計	9,488,710	826,428,694.51 (124,749,411,436)	
オーストラリアドル	投資証券	GOODMAN GROUP	1,589,002	49,688,092.54	
		GPT GROUP	1,750,997	7,721,896.77	
		SCENTRE GROUP	3,975,938	13,239,873.54	

		STOCKLAND	1,942,693	9,674,611.14	
		VICINITY CENTRES	2,581,314	5,627,264.52	
オーストラリアドル合計			11,839,944	85,951,738.51 (8,153,381,915)	
イギリス ポンド	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	479,565	2,678,370.52	
		SEGRO PLC	979,596	6,769,008.36	
イギリスポンド合計			1,459,161	9,447,378.88 (1,842,049,934)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	2,211,900	82,393,275.00	
香港ドル合計			2,211,900	82,393,275.00 (1,600,077,400)	
シンガポ ールドル	投資証券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	2,914,600	7,723,690.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	4,504,171	9,548,842.52	
シンガポールドル合計			7,418,771	17,272,532.52 (1,947,305,316)	
ユーロ	投資証券	COVIVIO	34,782	1,765,186.50	
		GECINA SA	28,912	2,497,996.80	
		KLEPIERRE	159,815	4,874,357.50	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	95,250	7,277,100.00	
ユーロ合計			318,759	16,414,640.80 (2,676,735,475)	
合計				140,968,961,476 (140,968,961,476)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 557 銘柄	97.89%	—	75.00%
	投資証券 33 銘柄	—	2.11%	1.62%
カナダドル	株式 82 銘柄	100.00%	—	3.26%
オーストラリアドル	株式 43 銘柄	93.84%	—	1.61%
	投資証券 5 銘柄	—	6.16%	0.11%
イギリスポンド	株式 72 銘柄	99.39%	—	3.89%
	投資証券 2 銘柄	—	0.61%	0.02%
スイスフラン	株式 42 銘柄	100.00%	—	2.64%

香港ドル	株式	23 銘柄	95.68%	—	0.46%
	投資証券	1 銘柄	—	4.32%	0.02%
シンガポールドル	株式	13 銘柄	92.95%	—	0.33%
	投資証券	2 銘柄	—	7.05%	0.03%
ニュージーランドドル	株式	5 銘柄	100.00%	—	0.05%
スウェーデンクローネ	株式	40 銘柄	100.00%	—	0.86%
ノルウェークローネ	株式	11 銘柄	100.00%	—	0.17%
デンマーククローネ	株式	16 銘柄	100.00%	—	0.65%
イスラエルシェケル	株式	9 銘柄	100.00%	—	0.13%
ユーロ	株式	210 銘柄	99.62%	—	9.11%
	投資証券	4 銘柄	—	0.38%	0.03%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【ラップ向けインデックス f 先進国株式】

【純資産額計算書】

2025年3月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	20,686,133,253
II 負債総額	9,668,552
III 純資産総額 (I - II)	20,676,464,701
IV 発行済口数	11,223,486,678口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.8422
(10,000口当たり)	(18,422)

(参考)

外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2025年3月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	7,640,618,588,063
II 負債総額	6,806,985,547

Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,633,811,602,516
Ⅳ 発行済口数	1,045,362,485,505口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	7.3025
(10,000口当たり)	(73,025)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民

法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2025年3月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに關係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に關係する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に關する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に關する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年3月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	803	40,205,122
追加型公社債投資信託	16	1,489,273
単位型株式投資信託	82	356,306
単位型公社債投資信託	42	101,777
合計	943	42,152,478

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第 282 条及び第 306 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当中間会計期間より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 39 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 40 期事業年度に係る中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月3日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴 見 将 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 嶋 大 士

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)		第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	51,733,041	※2	58,206,340
有価証券		1,579,691		15,283
前払費用		770,747		679,199
未収入金		81,854		138,388
未収委託者報酬		16,753,855		21,064,747
未収収益	※2	688,142	※2	1,485,701
金銭の信託		10,400,000		10,500,500
その他		745,576		371,400
流動資産合計		82,752,908		92,461,561
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	181,551	※1	2,936,036
器具備品	※1	730,357	※1	1,531,857
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		1,111,177		45,140
有形固定資産合計		2,651,520		5,141,467
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,183,644		5,008,987
ソフトウェア仮勘定		1,907,739		1,587,548
無形固定資産合計		6,107,206		6,612,357
投資その他の資産				
投資有価証券		12,022,365		13,788,071
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	※1	807,066	※1	1,788,120
長期差入保証金		689,492		689,867
前払年金費用		118,832		47,573
繰延税金資産		1,675,132		1,088,836
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		15,494,056		17,583,636
固定資産合計		24,252,782		29,337,461
資産合計		107,005,691		121,799,022

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	507,559	807,451
未払金		
未払収益分配金	114,094	105,550
未払償還金	7,418	43,553
未払手数料	※2 6,139,595	※2 7,523,485
その他未払金	※2 955,697	※2 885,002
未払費用	※2 5,778,896	※2 8,611,140
未払消費税等	439,657	623,219
未払法人税等	2,375,281	2,235,007
賞与引当金	849,840	1,182,242
役員賞与引当金	154,872	175,992
その他	5,517	12,303
流動負債合計	17,328,431	22,204,949
固定負債		
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
役員退職慰労引当金	75,667	30,105
時効後支払損引当金	254,296	250,350
資産除去債務	-	1,428,586
その他	-	29,109
固定負債合計	1,663,846	3,346,253
負債合計	18,992,277	25,551,202
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	33,267,700	40,236,787
利益剰余金合計	40,608,289	47,577,377
株主資本合計	87,341,133	94,310,221

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672,279	1,937,598
評価・換算差額等合計	672,279	1,937,598
純資産合計	88,013,413	96,247,820
負債純資産合計	107,005,691	121,799,022

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
営業収益				
委託者報酬		84,121,445		98,635,342
投資顧問料		2,750,601		3,117,320
その他営業収益		10,412		148,442
営業収益合計		86,882,459		101,901,104
営業費用				
支払手数料	※4	31,461,274	※4	34,494,219
広告宣伝費		798,894		593,586
公告費		375		1,017
調査費				
調査費		2,849,042		3,537,103
委託調査費		19,236,505		27,296,058
事務委託費		1,751,807		1,861,577
営業雑経費				
通信費		113,480		137,737
印刷費		367,379		390,143
協会費		58,128		68,869
諸会費		18,447		20,108
事務機器関連費		2,238,382		2,531,009
その他営業雑経費		-		139,012
営業費用合計		58,893,717		71,070,444
一般管理費				
給料				
役員報酬		416,461		400,592
給料・手当		6,565,766		7,202,711
賞与引当金繰入		849,840		1,182,242
役員賞与引当金繰入		154,872		175,992
福利厚生費		1,279,885		1,424,215
交際費		8,942		10,054
旅費交通費		75,274		108,782
租税公課		403,955		397,138
不動産賃借料		719,707		728,550
退職給付費用		388,176		381,449
固定資産減価償却費		2,418,341		2,469,755
諸経費		444,313		490,104
一般管理費合計		13,725,534		14,971,590
営業利益		14,263,207		15,859,070

(単位：千円)

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金		47,353		54,618
受取利息	※4	10,279	※4	12,836
投資有価証券償還益		609,102		204,527
収益分配金等時効完成分		94,351		17,722
受取賃貸料	※4	65,808	※4	162,111
その他		36,894		44,734
営業外収益合計		863,788		496,550
営業外費用				
投資有価証券償還損		32,995		234,700
時効後支払損引当金繰入		31,951		-
事務過誤費		2,680		10,822
賃貸関連費用		14,262		108,773
その他		32,394		25,903
営業外費用合計		114,284		380,199
経常利益		15,012,711		15,975,421
特別利益				
投資有価証券売却益		387,113		464,927
固定資産売却益		-	※1	16,229
資産除去債務履行差額		-		87,050
特別利益合計		387,113		568,207
特別損失				
投資有価証券売却損		15,828		57,011
投資有価証券評価損		104,554		31,651
固定資産除却損	※3	32,791	※3	20,246
固定資産売却損		-	※2	65,427
減損損失	※5	315,350		-
企業結合関連費用		-	※6	1,187,136
特別損失合計		468,524		1,361,473
税引前当期純利益		14,931,300		15,182,154
法人税、住民税及び事業税	※4	4,860,444	※4	4,542,085
法人税等調整額		△271,471		102,468
法人税等合計		4,588,973		4,644,553
当期純利益		10,342,327		10,537,601

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当期変動額					
剰余金の配当			△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△954,495	△954,495	△954,495
当期変動額合計	△954,495	△954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133
当期変動額					
企業結合による増加			1,602,526	1,602,526	1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039	△5,171,039	△5,171,039
当期純利益			10,537,601	10,537,601	10,537,601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,969,087	6,969,087	6,969,087
当期末残高	342,589	6,998,000	40,236,787	47,577,377	94,310,221

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672,279	672,279	88,013,413
当期変動額			
企業結合による増加			1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039
当期純利益			10,537,601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,265,319	1,265,319	1,265,319
当期変動額合計	1,265,319	1,265,319	8,234,406
当期末残高	1,937,598	1,937,598	96,247,820

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
建物	1,006,606 千円	498,805 千円
器具備品	1,985,072 千円	1,643,689 千円
投資不動産	163,978 千円	211,090 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
預金	40,165,058 千円	39,776,992 千円
未収収益	15,046 千円	12,312 千円
未払手数料	790,279 千円	886,173 千円
その他未払金	77,007 千円	105,407 千円
未払費用	277,358 千円	599,493 千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産売却益の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	-	16,229 千円
計	-	16,229 千円

※2. 固定資産売却損の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	-	65,427 千円
計	-	65,427 千円

※3. 固定資産除却損の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
建物	1,047 千円	15,825 千円
器具備品	29,762 千円	3,986 千円
ソフトウェア	1,981 千円	434 千円
計	32,791 千円	20,246 千円

※4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
支払手数料	4,893,312 千円	5,006,309 千円
受取利息	10,236 千円	12,747 千円
受取賃貸料	68,168 千円	152,876 千円
法人税、住民税及び事業税	3,947,200 千円	132,303 千円

※5. 減損損失

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区 (本社)	ホームページ	ソフトウェア	315,350 千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当事業年度については、該当事項はありません。

※6. 企業結合関連費用

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

前事業年度については、該当事項はありません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125千円
- ② 1株当たり配当額 28,713円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 24,440円
- ④ 基準日 2023年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2023年6月29日

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039千円
- ② 1株当たり配当額 24,440円
- ③ 基準日 2023年3月31日
- ④ 効力発生日 2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 45,747,620千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 216,218円
- ④ 基準日 2024年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2024年6月27日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
1 年内	962,809 千円	681,212 千円
1 年超	1,532,728 千円	851,515 千円
合計	2,495,537 千円	1,532,728 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	—
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	—
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	—
資産計	24,002,056	24,002,056	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,733,041	—	—	—
金銭の信託	10,400,000	—	—	—
未収委託者報酬	16,753,855	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	—
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	—

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	15,283	15,283	—
(2) 金銭の信託	10,500,500	10,500,500	—
(3) 投資有価証券	13,788,071	13,788,071	—
資産計	24,303,855	24,303,855	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206,340	—	—	—
金銭の信託	10,500,500	—	—	—
未収委託者報酬	21,064,747	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15,283	5,351,373	347,505	11,696
合計	89,786,871	5,351,373	347,505	11,696

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	1,579,691	—	1,579,691
金銭の信託	—	10,400,000	—	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	—	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	—	24,002,056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	15,283	—	15,283
金銭の信託	—	10,500,500	—	10,500,500
投資有価証券	2,014,968	11,773,103	—	13,788,071
資産計	2,014,968	22,288,887	—	24,303,855

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159,536千円)は、市場価格がないため、記載していません。

2. その他有価証券

第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	15,018,343	15,474,760	△456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	△456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,364,277	14,269,984	3,094,293
	小計	17,364,277	14,269,984	3,094,293
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,939,577	7,241,136	△301,559
	小計	6,939,577	7,241,136	△301,559
合計		24,303,855	21,511,121	2,792,733

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,500,500千円、取得原価は10,500,000千円)を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	17,240	—	14,120
債券	—	—	—
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	3,750,272	464,927	57,011
合計	3,750,272	464,927	57,011

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 31,651 千円（その他有価証券のその他 31,651 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,723,521 千円	3,582,778 千円
勤務費用	196,190	182,947
利息費用	25,925	39,626
数理計算上の差異の 発生額	△186,130	△79,379
退職給付の支払額	△176,727	△300,286
過去勤務費用の発生額	—	—
企業結合による影響額	—	226,499
退職給付債務の期末残高	3,582,778	3,652,185

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,583,927 千円	2,425,752 千円
期待運用収益	46,453	43,626
数理計算上の差異の 発生額	△103,934	227,699
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△100,694	△204,536
年金資産の期末残高	2,425,752	2,492,542

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,468,195 千円	2,250,427 千円
年金資産	△2,425,752	△2,492,542
非積立型制度の退職給付債務	42,442	△242,114
未積立退職給付債務	1,114,583	1,401,758
未認識数理計算上の差異	1,157,025	1,159,643
未認識過去勤務費用	281,343	558,841
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	△223,319	△157,957
退職給付引当金	1,215,049	1,560,527
前払年金費用	1,333,882	1,608,101
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	△118,832	△47,573
	1,215,049	1,560,527

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
勤務費用	196,190 千円	182,947 千円
利息費用	25,925	39,626
期待運用収益	△46,453	△43,626
数理計算上の差異の 費用処理額	△6,532	△29,581
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
退職給付制度の統合に係る 調整額	-	34,505
その他	1,600	2,196
確定給付制度に係る 退職給付費用	236,091	251,429

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
債券	63.6 %	62.0 %
株式	34.2	35.9
その他	2.2	2.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.066～1.13%	1.39～1.41%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 152,084 千円、当事業年度 164,524 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	499,742千円	389,750千円
投資有価証券評価損	47,876	30,021
未払事業税	169,997	126,161
賞与引当金	260,221	362,002
役員賞与引当金	29,828	33,564
役員退職慰労引当金	23,169	9,218
退職給付引当金	408,434	492,400
減価償却超過額	227,100	199,986
差入保証金	52,869	—
資産除去債務	—	16,900
時効後支払損引当金	77,865	76,657
その他	212,315	227,182
繰延税金資産 小計	2,009,420	1,963,847
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,009,420	1,963,847
繰延税金負債		
前払年金費用	△36,386	△14,567
その他有価証券評価差額金	△296,702	△855,135
その他	△1,199	△5,308
繰延税金負債 合計	△334,288	△875,010
繰延税金資産の純額	1,675,132	1,088,836

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第 38 期（2023 年 3 月 31 日現在）及び第 39 期（2024 年 3 月 31 日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

当社は、2023 年 7 月 31 日開催の取締役会において、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU投資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を 2023 年 10 月 1 日とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱UFJ不動産投資顧問株式会社は、2023 年 10 月 1 日付で吸収分割を実施いたしました。

なお、2023 年 10 月 1 日付で当社は「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

1. 取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

(2) 企業結合日

2023 年 10 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする無対価吸収分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

承継会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(5) 企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図ってまいります。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）」に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
期首残高	—	—
有形固定資産の取得に伴う増加	—	1,420,750 千円
時の経過による調整額	—	7,835 千円
期末残高	—	1,428,586 千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 5)	科目	期末残高(注 5)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等に伴う支払(注 1)	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 2)	4,893,312 千円	未払手数料	790,279 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料(注 3)	463,416 千円	未払費用	253,093 千円

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 5)	科目	期末残高(注 5)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額(注 4)	132,303 千円	その他未払金	105,407 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 2)	5,006,309 千円	未払手数料	886,173 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料(注 3)	463,831 千円	未払費用	260,800 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
 4. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
 5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,052,979 千円	未払手数料	868,785 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	6,661,991 千円	未払手数料	1,218,051 千円

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,354,007 千円	未払手数料	1,028,586 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,493,449 千円	未払手数料	1,449,414 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
1株当たり純資産額	415,979.76円	454,898.22円
1株当たり当期純利益金額	48,881.17円	49,804.10円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 40 期中間会計期間
(2024 年 9 月 30 日現在)

(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		28,443
有価証券		7
前払費用		812
未収入金		145
未収委託者報酬		23,384
未収収益		1,003
金銭の信託		1,999
その他		324
流動資産合計		56,120
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	2,853
器具備品	※1	1,306
土地		628
建設仮勘定		193
有形固定資産合計		4,981
無形固定資産		
ソフトウェア		3,983
ソフトウェア仮勘定		1,356
無形固定資産合計		5,340
投資その他の資産		
投資有価証券		12,099
関係会社株式		159
投資不動産	※1	1,750
長期差入保証金		690
前払年金費用		14
繰延税金資産		1,692
その他		45
貸倒引当金		△23
投資その他の資産合計		16,428
固定資産合計		26,750
資産合計		82,871

(単位：百万円)

第 40 期中間会計期間
(2024 年 9 月 30 日現在)

(負債の部)	
流動負債	
預り金	943
未払金	
未払収益分配金	114
未払償還金	151
未払手数料	8,340
その他未払金	679
未払費用	8,675
未払消費税等	※2 845
未払法人税等	2,907
賞与引当金	1,176
役員賞与引当金	115
その他	9
流動負債合計	23,958
固定負債	
退職給付引当金	1,644
役員退職慰労引当金	25
時効後支払損引当金	249
資産除去債務	1,436
その他	29
固定負債合計	3,384
負債合計	27,343
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	
資本準備金	3,572
その他資本剰余金	41,160
資本剰余金合計	44,732
利益剰余金	
利益準備金	342
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	6,910
利益剰余金合計	7,253
株主資本合計	53,986

(単位：百万円)

第 40 期中間会計期間
(2024 年 9 月 30 日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,542
評価・換算差額等合計	1,542
純資産合計	55,528
負債純資産合計	82,871

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第 40 期中間会計期間	
(自 2024 年 4 月 1 日	
至 2024 年 9 月 30 日)	
営業収益	
委託者報酬	56,145
投資顧問料	1,713
その他営業収益	2
営業収益合計	57,862
営業費用	
支払手数料	19,522
広告宣伝費	203
公告費	0
調査費	
調査費	2,206
委託調査費	15,946
事務委託費	1,042
営業雑経費	
通信費	80
印刷費	215
協会費	41
諸会費	11
事務機器関連費	1,405
営業費用合計	40,676
一般管理費	
給料	
役員報酬	232
給料・手当	3,459
賞与引当金繰入	1,089
役員賞与引当金繰入	115
福利厚生費	725
交際費	4
旅費交通費	60
租税公課	281
不動産賃借料	325
退職給付費用	189
固定資産減価償却費	※1 1,218
諸経費	524
一般管理費合計	8,224
営業利益	8,960

(単位：百万円)

第 40 期中間会計期間

(自 2024 年 4 月 1 日

至 2024 年 9 月 30 日)

営業外収益		
受取配当金		49
受取利息		4
投資有価証券償還益		22
収益分配金等時効完成分		3
受取賃貸料		112
その他		3
営業外収益合計		195
営業外費用		
投資有価証券償却損		6
時効後支払損引当金繰入		19
事務過誤費		7
賃貸関連費用	※1	94
その他		10
営業外費用合計		137
経常利益		9,017
特別利益		
投資有価証券売却益		497
特別利益合計		497
特別損失		
投資有価証券売却損		58
固定資産除却損		18
固定資産売却損		3
減損損失	※2	1,306
事業譲渡関連損失		285
特別損失合計		1,672
税引前中間純利益		7,842
法人税、住民税及び事業税		2,847
法人税等調整額		△428
法人税等合計		2,418
中間純利益		5,423

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 40 期中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当中間期変動額					
剰余金の配当			△45,747	△45,747	△45,747
中間純利益			5,423	5,423	5,423
別途積立金の取崩		△6,998	6,998	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	△6,998	△33,326	△40,324	△40,324
当中間期末残高	342	—	6,910	7,253	53,986

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当中間期変動額			
剰余金の配当			△45,747
中間純利益			5,423
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△395	△395	△395
当中間期変動額合計	△395	△395	△40,719
当中間期末残高	1,542	1,542	55,528

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産及び投資不動産
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
 - (6) 時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

第 40 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日現在)	
建物	590 百万円
器具備品	1,894 百万円
投資不動産	249 百万円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
有形固定資産	331 百万円
無形固定資産	886 百万円
投資不動産	38 百万円

※2 減損損失

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区 (本社)	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306 百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて将来の利用終了が見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

2024 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 45,747 百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1 株当たり配当額 216,218 円
- ④ 基準日 2024 年 3 月 31 日
- ⑤ 効力発生日 2024 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

第 40 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	681 百万円
1 年超	510 百万円
合 計	1,192 百万円

(金融商品関係)

第 40 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注 2) 参照)。

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	7	7	—
(2) 金銭の信託	1,999	1,999	—
(3) 投資有価証券	12,099	12,099	—
資産計	14,106	14,106	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 159 百万円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
有価証券	—	7	—	7
金銭の信託	—	1,999	—	1,999
投資有価証券	2,686	9,412	—	12,099
資産計	2,686	11,419	—	14,106

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第40期中間会計期間（2024年9月30日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	10,113	7,534	2,578
	小計	10,113	7,534	2,578
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	3,993	4,349	△355
	小計	3,993	4,349	△355
合計		14,106	11,883	2,222

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額 1,999百万円、取得価額 2,000百万円）を含めております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当該資産除去債務の総額の増減

第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
期首残高	1,428百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	—
時の経過による調整額	7百万円
中間期末残高	1,436百万円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 40 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日現在)
1 株当たり純資産額	262,445.12 円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (百万円)	55,528
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)	55,528
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (株)	211,581

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益金額	25,633.62 円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (百万円)	5,423
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (百万円)	5,423
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

ラップ向けインデックス f 先進国株式

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ラップ向けインデックス f 先進国株式

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の株式に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ①外国株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資を行います。
- ②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。
- ④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑧外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑨デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『ラップ向けインデックス f 先進国株式』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第8項、第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以

下「外貨建価値証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金

を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条および第23条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産

総額を超えないこととします。

- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする外国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

8. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

12. 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお

ける他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条、第25条、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条、第25条、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者および受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第51条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡したまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第24条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2022年3月25日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の17の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第41条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額

を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第45条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第46条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において

同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載し

た書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第52条 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第45条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（運用状況に係る情報の提供）

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第55条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

（附則）

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものと

し、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

信託契約締結日 2021年4月16日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第45条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

 **MUFG** 三菱UFJアセットマネジメント